

## 第3部 調査結果の考察

### 第1章 スウェーデンの包摂的な子ども・子育て政策

(高橋 美恵子)

#### 要旨

少子化という社会課題に向けたスウェーデンの取組の特徴は、長い年月をかけて、子どもの福祉と権利擁護の視点から子どもと子育て世代のための包括的・包摂的な支援施策を打ち立ててきたことにある。合計特殊出生率（出生率）は1990年に2.14を記録して諸外国から注目を浴びたが、1990年代中盤以降は経済危機のあおりを受け、1999年には同国の最低水準1.5まで落ち込んだ。その際、提起された喫緊の課題は「子育てしやすい就労環境と子どもにやさしい社会の実現」（Socialdepartementet 2001, p.24）である。就労環境を再整備して若年層の雇用環境の改善にも注力し、出生率は2010年に1.98まで回復した。近年の深刻な世界情勢を受けて、2020年には1.66まで低下したが、2021年には1.67へと微増している。同国の出生率は、労働市場が不安定な時期に低下し、好景気の時に上昇するといわれている（SCB 2022）。

内閣府による「少子化社会に関する国際意識調査」<sup>228</sup>結果は、調査対象国中、スウェーデンで自国の子育て環境の評価が突出して高いことを示している<sup>229</sup>。それには包摂的な生活保障制度をはじめ、親（育児）休業制度などの両立支援、公的保育の権利、学校教育の無償化といった包括的で実効性の高い子ども・子育て支援施策が寄与しているといえる。

多くの人が「子どもを生み育てやすい国である」と実感でき、子どもを持ちたいと思う人が希望をかなえられる社会環境を構築するためには、関連施策・制度を誰もが享受し、無理なく利用できるようにする必要がある。より有効な少子化対策を検討する上で、スウェーデンが行った「抜本的な改革」から学べる点は多い<sup>230</sup>。

<sup>228</sup> 20～49歳の男女を対象として、2005年から5年ごとに実施。2020年調査の対象国（回答者数）は、日本（1,372人）、フランス（1,000人）、ドイツ（1,022人）、スウェーデン（1,000人）である（内閣府子ども子育て本部2021）。

<sup>229</sup> 「（自国は）子どもを生み育てやすい国だと思いますか」という問いに対し、スウェーデンで「とてもそう思う」と答えた人の割合は80.4%で、「どちらかというと思う」と回答した人と合わせると97.1%に達している。

<sup>230</sup> 本章では、拙稿「第2章 スウェーデン」『平成27年度調査 少子化社会に関する国際意識調査報告書』（2016：161-166）、「第4章 スウェーデン—3カ国との比較の視点から」『令和2年調査 少子化社会に関する国際意識調査報告書』（2021：145-159）、「スウェーデンにおける出生率の動向と家族政策の変遷」『月刊 統計』第71巻 第10号（2020：4-11）に依拠し、最新データを基に、最新データにより加筆修正した。

## 1. 子どもと子育て世代を支える家族政策の特徴

### (1) 家族政策の形成と変遷：少子化打開には社会全体の抜本的改革が必要

本章では、家族政策とは家族を経済的・社会的に支えることを目的とする政策と捉えて論じていく。スウェーデンの包括的な家族政策から少子化対策の示唆を探るためには、同国で子ども・子育て支援に向けた施策・制度が構築された背景と政策目標の変遷を概観しておくことが不可欠である。

スウェーデンでは 20 世紀に入り、都市部への人口流入による生活困窮者の増加が要因となり (Duvander & Ohlsson-Wijk 2017)、出生率は 1934 年に 1.7 弱と当時の世界最低レベルまで落ち込んだ。当時のオピニオンリーダー、ミュルダール夫妻は、1934 年に著した『人口問題の危機 (*Kris i befolkningsfrågan*)』を通じて、出生率の低下による人口の高齢化と労働人口の減少に警鐘を鳴らし、女性も働いて子どもを生み育てることができるよう、労働環境の整備が必要であると説いた。経済格差の部分的な是正や、短期的な視野に立つ人口政策では不十分で、「社会全体の抜本的改革」(Myrdal 1934, p.11)の必要性を指摘した。同提言を受け、スウェーデン政府は、1935 年に人口問題審議会(後の人口問題委員会)を設置し、少子化対策に着手した<sup>231</sup>。福祉国家の礎がまさに築かれようとしていた時代、「子どもの福祉」と「雇用の安定化」を、重要な政策課題と位置づけた。

1940 年代には、子育てにかかる負担の軽減措置として、家族間の経済格差を是正すべく、所得制限のないユニバーサルな児童手当(1948 年)を導入した。産業構造が変化し、社会経済システムが複雑化した 1960 年代には教育関連政策に力を注いだ。高等教育を受けた人材が求められる時代を見据えて教育の機会均等を目指し、学校教育を無償化した。子どもの福祉を促進すべく、妊娠・出産に伴う医療の無償化、出産手当の導入、子どものいる家族を対象とした住宅手当の導入など、多角的な施策を打ち立てた(Elmér *et al.* 2000)。

1970 年代には、男女機会均等の視座から、仕事とケアワークの分担を政策課題として、男女平等理念を家族政策の基軸に据えた。1971 年の所得税制改革で夫婦合算方式から個人を単位とする方式へと移行し、1974 年には他国に先駆けて、男性も支給対象とする親保険(育児休業中の親給付制度)<sup>232</sup>を導入した。同時代、公的保育施設を拡充し、子育ての社会化が進められた。1970 年代終盤、家族政策の原則としての「子どもの最善の利益」を、親の子育て責任における男女平等(後にジェンダー平等)とともに重要な理念として掲げ、1990 年代以降は、子どもの

<sup>231</sup> 当時、母子家庭の子どもの貧困が大きな社会問題とされ、父親が本来支払うべき養育費を国が立て替えて支給する「養育費立替制度」を 1937 年に導入した。同制度は 1997 年「養育扶助制度」へと改正され、別居する親(父・母いずれか)の養育費支払い責任が強化されるようになった。現行制度での子ども 1 人当たりの養育費標準月額額は、6 歳まで 1,673 クローナ、7 歳～14 歳は 1,823 クローナ、15 歳以上は 2,223 クローナである(Försäkringskassan onliFöne)。

<sup>232</sup> Föräldraförsäkring は förälder(親)と försäkring(保険)の合成語で、「親」の複数形 föräldrar の所有格をとっていることから、複数の親つまり「両親」と解釈し「両親保険」と訳されてきた。同制度導入により、給付対象がそれまでの母親のみから両親へと移行したことを特徴づける一定の意義はあったと考えられる。しかし、同語は単親も包含する用語であり、また今日の家族の多様性も考慮し、本章では「親」で統一している。同国の親休暇・親給付/親保険の構造についての法的視点からの論考には両角(2020)がある。

権利の視点から子どもの最善の利益の擁護を第一義に子ども・子育て支援施策を講じている。

## (2) 包括的・包摂的な子ども・子育て支援施策・制度

スウェーデンの国民負担率は相対的に高いが、還元される社会保障水準も高い。家族関係社会支出の対GDP比は、2019年で3.42%と相対的に高く(国立社会保障・人口問題研究所 2022)、18歳未満の子どもの貧困率は、2020年で8.8%と相対的に低い(OECD Family Database)。家族間の経済格差是正を射程に入れ、子育てを包括的に支援する関連施策は、表1-1で示したように、生活保障(現金給付)、経済的負担の軽減措置、その他の支援施策(現物給付)、税額控除という4つの枠組みで捉えることができる。

表1-1 家族政策による子ども・子育て支援施策・制度の概要

	生活保障(現金給付)	経済的負担の軽減措置	その他の支援策(現物給付)	税額控除
ユニバーサルな施策 (全ての子どもが対象)	親保険(親休業給付)、 児童手当		妊産婦医療センター(周産期医療、妊娠中の両親学級含む)、乳幼児医療センター、ファミリーセンター等の各種サービス(例:オープン保育所)	
支援対象となる子ども	子どもの看護手当、 就学手当、養育扶助 (別居親が支払う養育費)、子ども年金、 障がい児童扶養手当、養子手当	小児医療、医薬品	学校教育の無償化:基礎学校(就学前クラス含む)から大学院まで 教科書・学校給食(高校は一部有料) 学校保健・医療、小児歯科	家事関連代行サービス利用の税額控除
上限額設定		就学前学校(保育所) 余暇活動センター(学童保育)	オープン余暇活動センター	
経済的支援 所得制限有り	住宅手当、 就学手当加算金			
受給条件有り	社会扶助 (生活保護)			

資料: Elmér *et al.* (2000) Tabell 4.2 を基に加筆・修正して作成

生活保障制度による各種給付金の多くは、社会保険法（Socialförsäkringsbalk）で規定され、社会保険庁（Försäkringskassan）を通じて支給される。ユニバーサルな福祉サービスを特徴づける施策は先述した「児童手当」で、親の所得水準に関わらず、16歳未満の全ての子どもが支給対象である。子ども1人当たり月額1,250 クローナ（1 SEK≒13 円、2023 年3月）で、2人目以降は、付加的児童手当が付き、第2子は150 クローナ、第3子には580 クローナ、第4子に1,010 クローナ、第5子以降は1,250 クローナが加算される。子どもが3人いる場合、総受給額は4,480 クローナとなる。両親の婚姻・同居の有無に関わらず、親2人が養育者（日本の親権者に相当）の場合、親それぞれが児童手当の半額を受給する。16歳以上でも高校在学中は20歳を迎える春学期まで児童手当と同額の「就学手当」が支給される（Försäkringskassan online）。

福祉国家の黎明期に子どもの居住環境の向上を目指して導入された「住宅手当」も、生活保障制度の中核に位置づけられる。18歳（成人）未満の子どものいる世帯と18～28歳の若年世帯が支給対象で<sup>233</sup>、子育て家族の受給額は、世帯年収、家賃・居住面積、子どもの人数に応じて算出される（Försäkringskassan online）。現行制度では低所得世帯が主な対象となっている<sup>234</sup>。児童手当と住宅手当、後述する親保険については、家族の多様性を包摂し<sup>235</sup>、両親が同居していない家族（離別含む）、養子縁組した家族も支給対象となる。

子育て支援として最も重要な施策の一つは基礎学校（小学校と中学校に相当する義務教育）から大学院までの学費の無償化である。公立学校だけでなく私立学校もインターナショナルスクール（在スウェーデン外交官や駐在員等の子どもが主な対象）といったごく一部の学校を除き授業料は無償である。学校給食と教材・教科書は基礎学校では無料で、高校ではコミュニケーション（全国に290ある基礎自治体）あるいは学校運営母体が決めている。

子どもたちは、自立した個人として社会に参画するよう育まれ、学びを深め<sup>236</sup>、高校卒業と同時に親の扶養を外れるものとされる。大学生の大半は、国の就学給付金（返済不要）と就学ローンを生活費に充て自活する。つまり、本人が希望すれば、家庭の経済状況に左右されず、大学進学を選ぶことができる。就学給付金の上限は週913 クローナ、就学ローンは週2,100 クローナと設定されており、1学期中20週間支給される。子育て中の大学生には子ども1人につき週173 クローナが加算される（いずれも2023年度フルタイム学生への支給額）。就学支援金等を継続して受給するためには、毎学期の要件単位を取得しなければならない（Centrala studiestödsnämnden online）。

<sup>233</sup> 高齢者（年金生活者）の福祉と生活保障は、家族政策の枠組みでは捉えられておらず、年金生活者を対象とする特別住宅手当は年金機構（Pensionsmyndigheten）が管理所掌している。

<sup>234</sup> 住宅手当は賃貸だけでなく持ち家も対象で、受給可否については、社会保険庁のサイトに必要事項を入力して確認できる。例として、18歳未満の同居子が2人いるひとり親家族で、仮に家賃月額8,000クローナ、月収2万8,000クローナ（税込）の場合、算出される住宅手当は、月額1,000クローナである（Försäkringskassan online）。

<sup>235</sup> 事実婚や同性婚家族、居住権を得ている外国人家族も包摂される。また、女性カップルも生殖医療を受けることができる。ただ、同国では不妊治療等の生殖医療は子どもを持つことを希望する人の権利保障の視点から捉えられ、少子化対策の観点から論じられることは一般的にはないため、本章では割愛する。

<sup>236</sup> 高校は進学コースと職業コースに分かれており、子どもは基礎学校9年生（中学3年生）で、まず自身の進路とライフプランを考えるようになる。早い段階で将来について思案し決断を迫られるが、その後、年齢を重ねても、学び直し、やり直しが可能な教育・就労環境が構築されている。

さらに、保健・医療サービスを担うレギオン（全国に 21 ある広域自治体）のほぼ全てにおいて、20 歳未満の子の通院医療費ならびに 18 歳未満の処方薬、23 歳未満の一般歯科治療費の無償化などの施策が講じられ、子どもの健やかな成長を育む社会環境が整えられている<sup>237</sup>。

## 2. 子どもにやさしい働き方と子育てを支える施策・制度

前節では、包括的・包摂的な子ども・子育て支援施策に着目し、子育て家族を支える社会基盤（インフラ）がどのように形成されているかを概観した。本節では、子どもにやさしい働き方と子育てを支援する施策・制度に焦点を当てていく。ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を大前提として、男女双方の仕事と子育ての両立の実現を目指すスウェーデン社会では、ジェンダー平等の視座から整備された親保険制度と子どもの権利の視点から拡充されてきた公的保育が両輪をなすといえる<sup>238</sup>。

### （1）包摂的な親休業制度：親給付と労働時間短縮制度の併用取得が可能

働く親は「親休業法（Föräldradighetslag）」により、子どもが 1 歳半に達するまで休業する権利と、労働時間短縮制度により、子どもが 8 歳に達するまで勤務時間を 75%まで短縮する権利が保障されている。「親保険制度（Föräldraförsäkring）」に統括される親給付（育児休業給付）の主な財源は、雇用主が負担する社会保障拠出金（親保険への拠出は従業員給与の 2.6%分）である。親保険には「親給付」と出産休暇並びに子どもの看護休暇の際に支給される「一時親給付」がある。

「親給付（Föräldrapenning）」の給付期間は子ども 1 人につき 480 日労働日（約 16 か月）で、両親で二分割することが前提となる。婚姻法が 2009 年に改正されて同性婚が認められることとなり、表 1-2 にあるように、親の表記方法も変更された。2014 年 1 月 1 日以降の出生児の場合、96 日間は子どもが 4 歳から 12 歳の間にも取得可能である。出産予定日までに 240 日間以上継続して働いた場合、390 日は休業前収入の約 80%（傷病手当金と同水準、ただし最高日額 1,116 クローナ）が補償される。個人事業主やフリーランスにも被保険者として同じルールが適用される。

出産予定日前の就労期間が 240 日未満の場合あるいは年間収入が 11 万 7,590 クローナ未満の場合（未就労者、失業者、学生含む）は日額 250 クローナ（月額およそ 7,500 クローナ）が支給される。残る 90 日間は日額一律 180 クローナを補償している（表 1-2③）。先の 390 日間のうち、相手に譲渡できない期間が両親それぞれに 90 日割り当てられている（表 1-2②）

<sup>237</sup> その他、家事代行サービス利用時の支払い額（住宅改修費を含め 1 人当たり年間 7 万 5,000 クローナまでの 50%の税額控除が受けられる制度を導入しており、子ども（基礎学校 7 年生まで）の見守り・送迎サービスにも適用される（Skatteverket online）。

<sup>238</sup> 詳細については高橋編（2021）で論じている。

239. 子どもが1歳を迎えるまで105日間（表1-2①）両親同時に取得できる。出産予定日の10日前（出産前は母親のみ対象）から子どもが12歳に達するまで分割取得でき（最小単位は1労働日の8分の1）、労働時間短縮制度との併用も可能で柔軟性が極めて高い。

表1-2 親休業期間と親保険給付水準

		親1	親2
①	休業前収入の約80%給付・譲渡可	105日	105日
②	休業前収入の約80%給付・譲渡不可	90日	90日
③	日額180クローナ給付・譲渡可	45日	45日
合計		240日	240日

資料：Försäkringskassan online

「一時親給付（Tillfällig Föräldrapenning）」は、妊婦でない方の親を対象とする10日間の出産休暇（婚姻が性別に中立となり父親休暇から改称）並びに生後8か月～11歳の子どもの看護休暇の際、賃金の約80%（上限有）を補償する制度である。看護休暇は、子ども1人につき年間60日間（特別な場合は最高120日間）まで取得できる<sup>240</sup>。1回の取得期間が8日以上の場合のみ医療機関の診断書が必要となる。子どもの通院の付き添いのための取得も可能で、親給付同様、時間単位での分割取得もできる。

親休業法では、女性に出産予定日の前後7週間ずつ、計14週間休業する権利が保障されており（産前産後休業）、その期間、親給付を受給するかどうかは選択できる。妊婦が危険あるいは不適切とみなされる職務に就き、職場での配置転換が可能でない場合、出産予定日の60日前から休業する権利を保障している（休業前収入の約80%補償）。妊娠・親休業育期間を通じた不利益取扱いは親休業法で禁止されている。

また、国の施策として特筆すべきものに、第1子出産後30か月以内に第2子を出産すると、第2子の親休業中の親給付を第1子の際と同額分受給できるスピード・プレミアム（speed-premium）制度がある<sup>241</sup>。さらに、子育て期の労働時間短縮による賃金減少で将来の年金額が下がるリスクを軽減する施策も講じている<sup>242</sup>。

<sup>239</sup> 今日、出産・育児のプロセスに父親が参画することが当然とされている同国で、1995年に1か月の割当期間、いわゆる「父親の月（Pappamånad）」を導入して以降、注視されてきたのは、男性の取得率（現在約9割）自体ではなく、親休業全取得日数に占める男性の取得日数である。2022年には男性のシェア率は30.2%（Försäkringskassan online）を占めているが、よりジェンダー平等な分担に向けた議論が途絶えることはない。

筆者らは2016年～2017年に同国の民間企業3社と子育て世代の男女10名を対象に実施したインタビュー調査を通じて、主にホワイトカラーの男性の間では、5か月の親休業と1か月の有給休暇を組み合わせると合計約6か月間休業し、自宅で家事・育児を担うことがごく一般的になっているという知見を得た（高橋編2021）。

<sup>240</sup> Vård av barn（子どもの看護）の頭文字を取った造語“VAB”が通称となり、それを動詞化した“vabbar”（子どもの看護で休む）が日常語として広く浸透している。同国では行政手続のデジタル化・簡素化が進み、VABも親給付も社会保険庁の専用アプリから簡単に申請できる。

<sup>241</sup> スウェーデンでは二人っ子規範が強く（Duvander & Ohlsson-Wijk 2017）、子どものいる家族の平均子ども数は1.8人である（Prop.2019/20）。2人以上の子どもの希望するカップルは、同制度を活用する傾向があると考えられてきたが、近年、第2子以降の出産行動は、1980年代に同制度が導入される前と変わらない傾向がみられるとの指摘もある（Miranda 2020）。

<sup>242</sup> 子どもが4歳に達するまでの間、基礎年金に対する加算調整が行われる。企業年金に対する調整方

その他、労使協約により、親給付と賃金との差額を補填する制度を導入し、比較的高収入の雇用者にも休業前収入の80~90%まで補償する仕組みを整えている（高橋編 2021）。

## （2）公的保育と公教育：生涯学習発祥の地の特色

スウェーデンでは、子どもの権利とウェルビーイングに関わる複数の政策領域を包括して「子ども政策」と称することもあり、公的保育制度はその一環を成す（Lindgren & Söderlind 2018）。「学校法（Skollag）」で、コミュニティに対し、1歳から12歳までのニーズのある子どもに公的保育を提供する義務を課しており、基本的に待機児童はいない。保育施設の運営母体はコミュニティと民間で、後者には親運営のコーポラティブ（協同組合）も含まれる。いずれの施設も国・コミュニティの運営交付金を主な財源として運営され、保育料は運営母体・形態に関わらず一定である。

「就学前学校（förskola）」は、1~5歳児を対象とする幼保一体化施設で、国の「就学前学校学習指導要領」に基づいた指導が行われる。就学前学校は生涯学習<sup>243</sup>の出発点とされ、公教育を受けるのは子どもの権利であるという視点から、親が求職中や（年少の子の）親休業中の子どもにも就学前学校に通うことが認められている。

親休業制度を活用して生後12か月までは家庭で育てることが社会規範となっていることから、0歳児保育は提供されていない。今日では、出産後、両親が交代で親休業を取得し、1歳半から2歳で就学前学校に入学させるのが一般的である（高橋編 2021）。

2020年には1歳から5歳までの全ての子どものうち85.7%が、4歳児と5歳児では95.4%が就学前学校に登録していた（Skolverket online）<sup>244</sup>。基礎学校（入学年齢は7歳が一般的だが6歳でも可能）入学前年の子を対象とした「就学前クラス」は、2018年8月より義務教育に組み込まれている。

就学前学校の保育料は、世帯収入と子どもの人数に応じて決められるが、上限額が設定されている。3~5歳児の保育は、週15時間（年間525時間）無償化されており、それ以外の費用は各コミュニティで、保育時間と世帯収入、子どもの人数に応じて算定される。例として首都ストックホルム・コミュニティでは、週30時間以上（1~2歳児）で、第1子の場合、世帯収入の3%（30時間未満では同2%）、第2子は2%（同1%）、第3子は1%（同1%）が基準である。自己負担額の上限は、第1子で1,645クローナ、第2子は1,097クローナ、第3子では548クローナで、第4子以降は無償である（Stockholms stad 2023）。

「余暇活動センター（fritidshem）」は、就労中あるいは就学中の親を持つ6~9歳児が、放課後や夏休み等を過ごす学童保育施設である。特別なニーズがある子どもは、10歳まで通える。

---

法については、勤務先が国か地方公共団体、民間企業の場合で異なる（Pensionsmyndigheten online）。

<sup>243</sup> 民衆教育の伝統が根強いスウェーデンは、リカレント教育発祥の地でもある（澤野 2018）。

<sup>244</sup> 家庭保育所（かつての保育ママ）は、就学前学校あるいは余暇活動センターのオルタナティブとして「エデュケア（Pedagogisk omsorg）」と定義づけられている。家庭保育所では就学前学校指導要領は適用されないが、保育料は同一コミュニティ内の就学前学校と同じである。全国の在籍者数は、1990年代半ばの約13万人から2020年秋学期には9,723人へと大幅に減少している（Sveriges Riksdag 2022）。

教育的な立場から活動を行い、現在では基礎学校に併設されている所が多い。2021年度には就学前クラスに通う6歳児と基礎学校1年生から3年生（7～9歳）の子どものうち82%が余暇活動センターに登録していた（Skolverket.online）<sup>245</sup>。ストックホルム・コミューンでの学童保育料自己負担額の上限月額、第1子の場合1,097クローナで、第2子と第3子は548クローナ、第4子以降は無償である。その他、10～12歳児を対象にした「余暇活動クラブ」も整備されており、コミューンが運営する施設の利用料は1学期当たり900クローナである（春学期のうち2月～5月、秋学期のうち9月～12月が対象）（Stockholms stad 2023）<sup>246</sup>。

同国では、子どもや子育て中の親を支援する地域社会のネットワークづくりも積極的に進められてきた。地域の福祉行政と医療部門が連携した子育て支援の重要性の議論の始まりは1960年代に遡る。妊婦健診や両親学級を実施する「妊婦健診センター」、乳幼児の定期健診を行う「乳幼児医療センター」、親休業中や就学中の親とその子どもが無料で利用できる「オープン保育所」、福祉行政の子ども家庭支援部門の相談業務、児童精神医療のカウンセリング業務等、子ども・子育てに関わる対応窓口を一元化した「ファミリーセンター」という施設も全国に設置されている<sup>247</sup>。

<sup>245</sup> 余暇活動センターの包摂性を高める目的で2021年11月に設置された政府の調査委員会は、2022年11月に提出した報告書において、余暇活動センターを無償化し、就学前クラス～基礎学校3年生（6～9歳）全員が利用するものとすべきと提案している（SOU 2022:61）。その一方で、子どもの余暇活動が学校教育と一体化すると、活動内容の多様性が損なわれることも懸念される（2022年9月、筆者がストックホルム大学子ども若者学科教員並びに現地の元余暇活動指導員を対象に行ったヒアリングから得た知見：JSPS科研費21H00769）。

<sup>246</sup> 学校でのクラブ活動はなく、子どもが習い事として参加する文化芸術・スポーツ活動の多くはコミューンの助成金で運営され、利用者負担額は相対的に低い。ストックホルム・コミューンは、6～22歳の子ども・若者を対象とした「カルチャー・スクール（Kulturskolan）」を運営し、音楽、演劇・ミュージカル、ダンス・サーカス、芸術・メディアといった多彩なコースを提供している。費用は1学期750～900クローナ（kulturskolan.stockholm online）。

同国では、高校、大学とも学校ごとの入学試験はなく、高校は基礎学校9年生の最終成績、大学は高校3年生の最終成績が内申点となり入学選抜される。大学については、年2回実施される全国共通試験を受験して入学する方法もある。

<sup>247</sup> 相場・松木ら（2020）は、日本における地域の子育て支援はこれまで労働として可視化されず、社会経済的な議論が行われてこなかったという課題を提起している。その文脈で考えると、スウェーデンにおける余暇活動センター等の公的保育・地域の子育て支援は、労働として制度化されているといえる。従事者の多くは（補助職を除く）、高等教育機関で専門教育を受けた常勤である。余暇活動センター指導員は国民大学（folkhögskola）の養成コース、余暇活動教員（fritidspedagog/fritidslärare：教育学士）は大学の基礎学校教員養成課程を修了することが求められる。また、就学前学校教諭資格を得るためには、大学の養成課程（教育学士）を修了する必要がある。



### 3. 考察：スウェーデンの取組と実践からの示唆

スウェーデンでは、出生率が1990年に2.14を記録して諸外国から注目を浴びたが、1990年代中盤以降は経済危機のあおりを受け、1999年には同国の最低水準1.5まで落ち込んだ。打開策を探るべく、スウェーデン政府が2000年12月に設置したワーキンググループは、翌年10月に提出した調査報告書で、「総じて子どもにやさしい社会、特に子育てしやすい就労環境が、男女が希望する子どもをもうける決定要因となる」と結論づけた。就労環境を再整備して若年層の雇用環境の改善にも注力し、出生率は2010年に1.98まで回復した。近年の深刻な世界情勢を受けて、2020年には1.66まで低下したが、2021年には1.67へと微増している（SCB Statistikdatabasen）<sup>248</sup>。

2001年の報告書で提起された課題のうち、日本が直面している少子化問題に通底すると思われるのは、次の4点に集約できる。

- ・安定した収入が得られる仕事に就いていることが、多くの人にとって子どもをもうける前提条件となっている。有期雇用の増大は、人々の出産行動にマイナスの影響を与える<sup>249</sup>。
- ・出産を経て収入面（生涯賃金・年金含む）の影響を受けるのは女性の方で、出産・子育て期のジェンダー平等は重要課題である。
- ・男女が希望する数の子どもをもうける上で家族への支援施策の拡充は必要であるが、それだけでは十分でない。
- ・就労環境において、子どもや出産に対する寛容さが低下している傾向がみられる。社会の不寛容さは、特に女性にマイナスの影響を及ぼす（Socialdepartementet 2001, pp.23-24）。

<sup>248</sup> 政府が2020年度予算案を提出した2019年9月時点では、1990年前後のベビーブーム期に生まれた女性の出生力を想定して出生率は2025年には1.85まで回復し、出生数も増えて同年にはピークを迎えると予測されていた（Prop.2019/20:1）。出生数は1990年（8万8,173人）以降、2018年（11万5,832人）まで増加したが、2019年は20年ぶりに減少に転じた（SCB Statistikdatabasen）。2018年までの出生数の推移には、生殖年齢人口の増加に加え、新規移民（ニューカマー）の出生力も関係している。滞在年数が短い移民の出生力の高さは、入国前に子どもを持つことを先延ばしにせざるを得なかった人たちの出生行動に因るものと考えられている（SCB 2018）。

2016年～2020年を通して、就労女性と非就労女性を比較すると、前者の方が出生率は高く、同じ時期、低所得女性より高所得女性の方が出生率は高い。2021年の出生率は、就労女性で1.76、非就労女性で1.0である。

スウェーデン生まれの女性より外国生まれの女性の方が出生率は高いとされてきたが、前者の出生率は2020年の1.60から2021年には1.62へと上昇に転じたのに対し、後者の出生率は2016年（2.22）以降、低下の一途にある（2021年は1.86）。また、都市部の方が出生率は低い傾向にある（SCB 2022）。

<sup>249</sup> EU諸国では、客観的（合理的）な理由がない限り、同一（価値）労働同一賃金の原則が適用され、雇用形態に由来する差別には、不利益取扱い禁止法制がとられている（濱口2016）。スウェーデンでも、雇用形態に関わらず、所定労働時間の就労で経済的に自立できる賃金体系が整えられ、相対的にみてディーセントワークが実現しているといえる（高橋編 2021）。その一方で、ストックホルム大学人口統計学科准教授のLivia Oláhは、有期雇用の増大と若年層の雇用の不安定化が、近年の出生力の低下につながっていると指摘する。親保険は安定した収入のある仕事に就いている人にとって有利な制度だが、雇用情勢は大きく変化してきているという（Stockholms universitet 2019-10-17）。

グローバル化の波が押し寄せる中、スウェーデンで格差是正に向けた取組が途切れることはない。2018年8月に政府が設置した平等委員会は、2020年8月に提出した調査報告書『共通する課題 (*En gemensam angelägenhet*)』において、「子どもを持つ可能性は、高学歴者ほど高く、失業者や短時間労働者、その他生活に不安を感じる人の間では低い。」(SOU 2020:46, p.399)と指摘している。格差の解消に向けて、長期的視点から経済的平等を促進し、社会的流動性を高めることが重要で、それによりジェンダー平等と社会的統合に関わる問題解決にもつながると述べている。同国の出生率は、労働市場が不安定な時期に低下し、好景気の時に上昇するといわれている (SCB 2022) <sup>250</sup>。

本章で概観してきた、スウェーデンにおける子どもと子育て世代を支える包括的・包摂的な取組から、日本の少子化対策への示唆を探るとするならば、第1に、家族の形成と子どもを持つことを阻む要因の解消、第2に、カップル家族の第2子以降の出生行動を阻む要因の解消、という大きく二つの側面から検討することができる。いずれにおいても、生活保障や両立支援の施策の充実が望ましい。後者については、働く人全てにとってのディーセントワークの実現を目指す施策を講じることが重要である。家族形成を巡る選択肢と可能性を広げ、子どもを持ちたいと思う人が希望をかなえられるように、あるいは子どもを持つという将来像が描けない人のためにも、関連施策・制度を誰もが享受し、無理なく利用できるようにしなければならない。子ども・子育て支援施策・制度をより包摂的で実効性の高いものとするために、スウェーデンが行った「抜本的な改革」から学べる点は多い<sup>251</sup>。

---

<sup>250</sup> 近年、若年層の雇用の不安定化は深刻な社会問題であるが、とりわけ外国生まれの若者の雇用状況は厳しい。人口の20%が外国生まれである同国で、2022年の若年層(15~24歳)の失業率は、スウェーデン生まれでは18.7%であるのに対し、外国生まれでは30.7%である。25歳~54歳の失業率をみても、スウェーデン生まれでは2.6%、外国生まれは14.1%と開きがある (SCB Statistikdatabasen)。

2022年10月に中道右派連立政権が発足し、第2党に躍進したスウェーデン民主党(極右)と閣外協力体制をとることとなった。労働移民への規制を強める動きもあり、今後の動向が見守られる。

<sup>251</sup> 本章は紙幅の関係もあり、具体的な政策提言を意図するものではないが、スウェーデンの取組の中で、現時点の日本への親和性がある施策として、以下が考えられる；出産に関わる費用の無償化、子どもの権利の視点から就学前保育(幼保一体化)の公教育化・保育料の上限設定、学童保育の拡充、高校までの学校教育の無償化、専門職養成課程(職業大学)の導入と無償化、大学・大学院生対象の就学給付導入。

日本の両立支援制度の整備状況は、諸外国と比べても相対的に進んでいるが、実践が伴わない点が課題として残る(高橋 2021、高橋編 2021)。次のステップは、ジェンダー平等の視座に立ち、職場・社会環境で諸制度の利用が阻まれる要因並びに職場間・男女間格差を解消することであろう。

## 参考文献一覧

- Centrala studiestödsnämnden online <https://www.csn.se/bidrag-och-lan/studiestod.html>  
(最終アクセス 2023-2-22)
- Duvander, Ann-Zofie, & Sofi Ohlsson-Wijk (2017) “Barnafödande”, Ann-Zofie Duvander & Jani Turunen (red.), *Demografi. Befolkningsspektiv på samhället*, Studentlitteratur, pp.39-65
- Elmér Åke *et al.* (2000) *Svensk socialpolitik*. Tjugonde upplagan. Studentlitteratur
- Försäkringskassan online <https://www.forsakringskassan.se/privatperson> (最終アクセス 2023-2-22)
- Kulturskolan.stockholm online <https://kulturskolan.stockholm.se/> (最終アクセス 2023-2-22)
- Lindgren, Anne-Li & Ingrid Söderlind (2018) *Förskolans historia : Förskolepolitik, barn och barndom*. Gleerups
- Miranda, Victor (2020) “Recent Trends in Birth Intervals in Sweden: A Decline of the Speed-Premium Effect?“, *European Journal of Population*, Vol.36, pp.499-510
- Myrdahl, Alva & Gunnar Myrdal (1934/1997) *Kris i befolkningsfrågan*. Bokförlaget Nya Doxa
- OECD Family Database. Child poverty. (最終アクセス 2023-2-21)
- Pensionsmyndigheten online <https://www.pensionsmyndigheten.se/> (最終アクセス 2023-2-22)
- Prop.2019/20:1 (2019) Regeringens proposition
- SCB (2018) Bilagor till Sveriges framtida befolkning 2018-2070. Demografiska rapporter 2018:1
- SCB (2022) Barnafödande i coronatider 2020-2021 jämfört med 2016-2019. Demografiska rapporter 2022:3
- SCB Statistikdatabasen <https://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/sv/ssd/> (最終アクセス 2023-2-22)
- Skolverket online <https://www.skolverket.se/> (最終アクセス 2023-2-22)
- Socialdepartementet (2001) Barnafödandet i fokus. Från Befolkningspolitik till ett barnvänligt samhälle Ds 2001:57. Fritzes
- SOU 2020:46 (2020) En gemensam angelägenhet
- SOU 2022:61 (2022) Allmänt fritidshem och fler elevers tillgång till utveckling, lärande och en meningsfull fritid
- Stockholms stad (2023) Avgift för förskola <https://forskola.stockholm/avgifter/>
- Stockholms universitet 2019-10-17 (2019) “Värför minskar barnafödandet i Sverige”  
<https://www.forskning.se/2019/10/17/varfor-minskar-barnafodandet-i-sverige/> (最終アクセス 2023-2-21)
- Sveriges Riksdag (2022) Utbildningsutskottets betänkande 2021/22:UbU21
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2022) 「社会保障費用統計」澤野由紀子 (2018)  
「第5章 スウェーデン発の『リカレント教育』と『生涯学習』」川崎和彦ほか『みんなの教育 スウェーデンの「人を育てる」国家戦略』ミツイパブリッシング, pp.191-230
- 相馬直子・松木洋人 (編) (2020) 『子育て支援を労働として考える』勁草書房

高橋美恵子 (2016) 「第4部 第2章 スウェーデン」『平成27年度 少子化社会に関する国際意識調査報告書』内閣府 子ども・子育て本部, pp.161-166

高橋美恵子 (2020) 「スウェーデンにおける出生率の動向と家族政策の変遷—仕事と子育ての両立支援と格差是正の視点から—」『月刊 統計』2020年10月号, pp.4-11

高橋美恵子 (2021) 「第3部 第4章 スウェーデン—3カ国との比較の視点から」『令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査報告書』内閣府 子ども・子育て本部, pp.145-159

高橋美恵子 (編) (2021) 『ワーク・ファミリー・バランス これからの家族と共働き社会を考える』慶應義塾大学出版会

内閣府 子ども子育て本部 (2021) 『令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査報告書』

濱口桂一郎 (2016) 「第2部第1章 EU」『諸外国における非正規労働者の処遇の実態に関する研究会報告書』独立行政法人労働政策研究・研修機構, pp.47-68

両角道代 (2020) 「スウェーデンにおける親休暇・親給付の構造—法的視点から—」『社会保障研究』Vol.5, No.1, pp.38-51

## 第2章 ドイツの出生率及び家族政策の動向（倉田 賀世）

### 要旨

ドイツの出生率は近時上昇傾向が見られる。その背景には、少子化に対する危機感に基づく家族政策の転換と、他国籍の移民女性等による相対的に高い合計特殊出生率があるものと考えられる。このうち家族政策の転換では、経済的支援策から、所得補償給付を含む両立支援策への転換が見られる。ただし、従来型の経済的支援策にも一定の効果が認められており、とりわけ、公平の実現という理念に支えられた普遍的な経済的子育て支援策の在り方は、我が国で類似の政策の拡充を論じるに際して、示唆的であろう。

### 1. 出生率にかかる近年の状況

近年のドイツの状況として、合計特殊出生率がわずかではあるが上向き傾向であることが挙げられる。すなわち、ドイツの合計特殊出生率は2011年から2016年にかけて1.39から1.59に上昇した後、2020年には1.53まで減少したが、2021年には1.58に回復している（図2-4 出生数及び合計特殊出生率も参照）。ただし、2021年を見る限りではあるが、州ごとの傾向は異なる。相対的に旧西ドイツ地域が上昇しているのに対して、旧東ドイツ地域の上昇率はわずかである。ちなみに、最も出生率が高かったニーダーザクセン州の合計特殊出生率は1.66であり、最も低かったベルリン州は1.39となっている。

背景には移民の流入が挙げられる。すなわち、ドイツでは外国人の流入が他の比較国に比して多い状況が見られる（図2-2 外国人流入人口）。これに伴い、出産可能年齢の女性に占める移民等の割合も増加している。また、移民の場合、相対的に若い世代の出産が多い。それゆえ、移民等による出産がドイツの出生率に影響を与えているとされる（*Deutsche Bundestag*(2021)）。統計上も他国籍者の出生割合の増加が見られる（図2-6 国籍別出生割合）。同様に、合計特殊出生率においても、ドイツ国籍の女性より他国籍の女性が高い傾向がある。ただし、2021年の特徴として他国籍の女性の合計特殊出生率は、前年とほぼ同様であったものの（2020年及び2021年のいずれも、およそ2.0）、ドイツ国籍の女性については2020年が1.43であったのに対して2021年は1.49に増加している。また、出生年ごとのコーホート出生率に着目すると、1968年生まれの女性の1.49に対して1972年生まれの女性は1.53とわずかに上昇している。コーホート出生率の上昇も、移民等の出産に因るところが大きいとされているが、これとともに、30歳以上での出産が増加していることも一因とされている<sup>252</sup>。ちなみに、移民等の出身国の傾向は変化しており、2014年以降は、それまでの他のEU諸国からの就業目的の者に代わって、ドイツに救済を求める者の割合が増加している。これに伴い、母親の国籍別出生順位を見ると、2011年はトルコ、ポーランドの順だったのが、2016年にはトルコ、ポーランド

<sup>252</sup> ここまでの記述にかかる数値は、連邦統計局が2022年8月に公表したデータに基づく。  
([https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2022/08/PD22\\_326\\_12.html](https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2022/08/PD22_326_12.html))。

ドの間にシリアが入り、上位国の中に新しく、アフガニスタン、イラクが加わっている (Olga(2018))。

## 2. 家族政策の動向

この間ドイツの家族政策は、CSU、CDU といった保守系の政党による、伝統的な家族観に基づく従来型政策の維持の主張と、SPD や GRÜNEN 等の政党による改革の推進とが拮抗しつつ、少子化やこれに伴う社会的な弊害に対する危機感に基づき、北欧型の両立支援策に軸足が移行してきている。ただし、その過程においては北欧型の両立支援策が推進される一方で、政党間の家族観を巡る理念的な対立に基づき従来型の経済的支援策が新設されるなど、矛盾するような動きも見られた<sup>253</sup>。以下では、家族政策の転換、並びに、我が国でも社会的課題となっている子どものいる低所得世帯への支援策の拡充に焦点を当て、近年の動向を見ていきたい。

### (1) 経済的支援策から両立支援策への転換

ドイツの家族政策は、2000 年以降、かつての、子育て世帯に対する経済的支援を中心とした政策から、母親の就労継続や家庭でのパートナーシップの促進を念頭に置く両立支援策へと転換している (須田 (2006))。その背景には、希望する数の子どもを出産できない、子どもを出産する年齢の高年齢化、子どもを持たない女性の増加といった社会状況を改善し、低出生率からの脱却を目指すという目的があった (Deutsche Bundestag(2021))。この目的の実現のために、経済的支援に偏らない政策への転換が必要不可欠とされたのである。その際とりわけ、保育サービスの量的・質的な拡充、及び、北欧型の夫婦のパートナーシップを念頭に置いた男性の育児参加の促進が提言された (BMFSFJ (2003))。

一点目の保育サービスについては、既に、1996 年より 3 歳以上児の保育サービスへの法的請求権が認められていたが (社会法典第 8 編 24 条 3 項)、その具体化は自治体に委ねられており、連邦による財政支援が不十分であったこともあり、成果が示されていなかった (須田 (2006))。2004 年には、3 歳未満児への保育サービスを 2010 年までに量的・質的に西ヨーロッパ諸国の標準水準に引き上げることを目的として、昼間保育拡充法<sup>254</sup>が制定される。さらに、2008 年に施行された児童促進法<sup>255</sup>に基づき、2013 年から、それまでの 3 歳以上児に加え、1 歳から 3 歳未満の児童にも保育サービスへの法的請求権が認められた (社会法典第 8 編

<sup>253</sup> 伝統的な家族観を前提とする政策として、親手当の導入に伴い始まった、自宅で育児をする親に対する在宅育児手当 (Erziehungsgeld) にかかる議論がある (倉田 (2014))。すなわちこの手当は親が公的保育サービスの利用をしておらず、また親手当の受給期間が終了している際に支給される金銭給付であり、親の就業とは関わりなく支給される。この手当を巡っては、家庭内での子育ても容認すべきとする保守系政党と、手当よりは保育サービスの拡充をすべきとする SPD 等との対立が長らく続いたが、法案が 2012 年に議会で可決された。しかしその後 2015 年の連邦憲法裁判所判決 (Urteil vom 21. Juli 2015 1 BvF 2/13) において、手当の支給は連邦の権限を超えると判断されたことにより、現在ではいくつかの州単位で実施されるにとどまっている。

<sup>254</sup> Tagesbetreuungsbaugesetz vom 27.12.2004(BGBl. I, S. 3852)

<sup>255</sup> Kinderförderungsgesetz vom 10.12.2008(BGBl. I, S. 2403)

24条2項)<sup>256</sup>。これらの法律に基づく子育てに関わる社会インフラ整備の推進は、それまで経済的支援が中心だったドイツの家族政策の転換を示すものである（横井（2021））。

連邦家族・高齢者・女性・青少年省（以下「連邦家族省」とする。）によれば、これらの政策に基づき、2018年時点で3歳未満児の28%が保育施設を利用し、さらに、5.3%が公的支援を受けた保育サービス（保育ママ等）を利用している（BMFSFJ(Hrsg.)(2019)）。ただし、半日保育が多く、7時間以上利用できる児童は16.5%にとどまる。また、州ごとの利用格差が大きいことが課題となっている（旧東独は37%、旧西独は12%）。同様に、2018年時点で3歳から就学前の児童の92%が保育サービスを利用している。この年代の児童に対する保育時間は改善されており、7時間以上の保育をする施設が2006年には22%であったが、2018年には45.9%に上昇している。しかし、ここでも州ごとの利用格差は大きい。この点で長時間保育を増やすこと、並びに、地域間の利用格差の縮小が課題となっている。今ひとつの課題として、親の学歴による利用割合の格差がある。2013年に1歳以上の児童に保育請求権が認められる以前は、共稼ぎで同等の教育レベルの両親やドイツ国籍の両親の保育利用率が高い傾向があった。その後、2013年以降は、異なる集団間での利用率の格差が拡大している。すなわち、2015、16年時点では保育サービスを利用する3歳未満児の母親の半数は大学卒業以上の学歴を有しており、それより低い学歴の母親の利用率は28%にとどまっている。この差は、2005、06年時点よりも拡大している（Jessen(2018)）。国が法的に児童に保育サービス保障を行う目的には、両立支援のみならず、世帯の所得や親の学歴に関わらず児童に平等な養育機会を保障することも掲げられている。この目的との関連で、親の学歴による利用割合の違いをいかに埋めるのかも課題となっている（BMFSFJ(Hrsg.)(2019)）。

二点目の、パートナーシップを念頭に置いた男性の育児参加の促進との関連では、2007年の連邦両親手当・両親時間法の制定が挙げられる<sup>257</sup>。この法律はドイツの家族政策のパラダイム転換の象徴であるとされている<sup>258</sup>。例えば、それまで子育てによる経済的ニーズに対応してきた金銭給付である養育手当（2006年に廃止）は、子どものいない者といる者との間での経済的負担の公平の実現に資することが目的とされていた<sup>259</sup>。これに代わる両親手当は、所得補償給付として設計されている<sup>260</sup>。すなわち、この給付は子育て世帯に対する経済的支援というよりは、出産や育児に伴い就業を制限した場合に生じる機会費用の喪失を補償するものとして設計されている。育児休業期間中の損失所得に応じて一定割合の給付を支給することで、労働者の

<sup>256</sup> なお、2021年の児童及び青少年強化法に基づく改正により、さらに、社会法典第8編24条1項に基づき、それまで児童の自己責任や協調的な人格の成長のために必要とされる場合、若しくは、養育者の就業や職業教育等の場合に認められていた1歳未満児の保育サービス請求権につき、児童の自己決定の成長に必要な場合についても認められるようになっている（BGBl. I 2021 S. 1444）。

<sup>257</sup> Gesetz zum Elterngeld und zur Elternzeit (BGBl. I 2006 S.2748)

<sup>258</sup> BT-Drucks.16/1889,S.1.

<sup>259</sup> 養育手当は、2年間、就業の有無に関わらず定額が支給されるものであった。この手当は支給額が低かった（原則として月額300ユーロ）ことから、結果的に所得がないか少ない母親が受給権者となる場合が多く、父親の育児参加につながらない点や、長期休業により母親の職場復帰を困難にする点等が問題とされた（倉田（2020））。

<sup>260</sup> なお、親手当は出産前に就業による所得がない者に対しても給付されており、この点で所得補償的な性格が貫徹しているわけではないとされている（Brose(2017)）。

出産や育児休業取得にかかる経済的負担を軽減し、両親がともに育児休業を取得した場合には休業期間が2か月延長となるパートナー月を導入することで、父親の育児休業取得の促進が図られている。

両親手当は2015年の法改正で、両親手当プラス、及び、パートナーシップボーナスという新たな仕組みが導入されている。両親手当プラスとは、従前の、親が育児休業期間中に短時間就労をした場合に手当が減額となる点を改善するために、手当の受給可能期間を延長可能にすることで、結果的に受給総額が減らないようにするものだった。また、パートナーシップボーナスは、両親が共に短時間就労する場合、手当の受給期間が4か月延長される。これにより、受給権者はより柔軟に育児休業を選択することが可能となっている。この法改正は、家庭的責任と就業における、夫婦間でのさらなるパートナーシップを推進し、とりわけ、若い世代の親のニーズに対応すると同時に、女性の出産後早期に職場復帰を果たしたいという希望に応えるものであった (Brose(2017))。

## (2) 低所得世帯への支援

ドイツでは、1990年代後半から国民の貧困リスク率の上昇が認識されており、同時に、社会階層の固定化が進んでいることも指摘されている (BMFSFJ (Hrsg.) (2021))。子どものいる世帯に関しては、ひとり親世帯、多子世帯、ドイツ国籍以外の世帯の貧困リスクが高くなっている。このうち、ひとり親世帯に見られる傾向として、離死別によるひとり親世帯の貧困リスクが低下する一方で、婚姻をせずに出産をしたひとり親世帯の貧困リスクの増加が見られる。これは、両集団間にある就業傾向や所得移転給付による再分配効果の構造的な差違に起因するものであるとされる (BMFSFJ (Hrsg.) (2021))。また、18歳未満の5人に1人が、相対的に世帯の貧困リスクに脅かされており、7人に1人以上が公的扶助の受給を必要とする世帯に属しているとされる (BMFSFJ (Hrsg.) (2021))。

これらの世帯への支援としては、公的扶助、住宅手当、児童付加給付が効果的な政策であるとされている。このうち、2004年に、児童手当法の中に新たに設けられた児童付加給付は (連邦児童手当法 6a 条)、児童手当に上乘せして支給される金銭給付である。この給付の目的は、親が自らの生計費は賄えるものの、児童の養育費ゆえに公的扶助を受給せざるを得なくなるような場合に、児童手当及び住宅手当とともに、児童付加給付を受給することで、社会扶助の受給を回避し、児童により良い教育機会を付与することにある (Wrohlich (2008))。この給付を受給する場合、保育サービスの利用料が免除される場合があり、これに加えて、教育及び (社会) 参加のための給付が受給できる (社会法典第2編 28 条)。教育及び参加給付には、保育所での遠足費用や昼食、交通費などのほか、スポーツ教室などへの参加費用が含まれている<sup>261</sup>。児童付加給付は2019年の家族強化法<sup>262</sup>で、受給要件が緩和されている。この改正では、低所得の子育て世帯のさらなる促進と、児童の社会参加のための平等な機会の保障が目指されている

<sup>261</sup> <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/kinderzuschlag-und-leistungen-fuer-bildung-und-teilhabe-73906>

<sup>262</sup> Starke-Familien-Gesetzes vom 29. April 2019, BGBl. I S. 530



る<sup>263</sup>。

### 3. 若干の考察

ドイツの家族政策は、親が本来的に望む家族の形成や家族生活を実現できるような環境整備に力点が置かれるようになってきている。これは、少子化に悩む多くの国にも見られる傾向である。これとともにドイツでは、従来型の経済的支援策も維持継続している。

経済的支援策の中には、所得税法上の夫婦分割課税や社会保険制度上での被扶養者の考慮のように、片働き世帯を利する効果を有し、短期的には経済的負担軽減効果があるが、結果的に、女性の就業を阻む可能性があるため、長期的に見るとマイナスの効果をもたらすと評されるものもある（BMFSFJ (Hrsg.) (2019)）。他方で、児童手当やこれと一体的に運用されている児童扶養控除は、家族の経済的安定に資すると同時に、より多くの子どもの出産を可能にするとし、現在でも一定の政策効果が認められている（BMFSFJ (Hrsg.) (2019)）。我が国でも同様に、従来型の経済的支援策は存在する。ただし、その構造や制度を支える理念には相違が見られる。

すなわち、ドイツ所得税法上の児童扶養控除は、子育てに伴う可処分所得の減少を考慮する。その目的は、子育て費用負担の軽減や子育てに対する社会的な報奨ではなく、公平な課税の実現にある。つまり、子育てにより生じる不可避的な最低生活費を控除することが、担税力に応じた水平的公平な課税の実現に資するという理解の下に、児童扶養控除が根拠づけられている（Tünnemenn(2002)）。控除額は、連邦憲法裁判所判決に基づき<sup>264</sup>、立法者に家族の最低生活需要に配慮した課税にとどめる規範的拘束が課されていることを前提に、政府による最低生活費報告書<sup>265</sup>で示された、児童の定型的な最低生活費用、養育・教育費用の合計額となっている<sup>266</sup>。この点で、控除額の決定における立法裁量は制限されており、また、何に対するどの程度の控除であるかが明確である。一方、課税対象所得がないか、あるいは低い者は、控除の利益を十分に得ることができない。このため、同等の利益を得ることを目的に児童手当が活用されている（所得税法 31 条）。ここから、ドイツでは児童手当及び児童扶養控除の二者択一的な運用による普遍的な経済的支援が、支給額に対する規範的統制の下で行われている。

我が国では「所得控除から手当へ」等の観点から、普遍的な子ども手当の創設に伴い、2010年に16歳未満の児童を対象とする年少扶養控除が廃止されている。その後、子ども手当の廃止に伴い、児童手当が再度支給されている。現行の児童手当法は「家庭等における生活の安定」

<sup>263</sup> <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/gesetze/gesetz-zur-zielgenauen-staerkung-von-familien-und-ihren-kindern-durch-die-neugestaltung-des-kinderzuschlags-und-die-verbesserung-der-leistungen-fuer-bildung-und-teilhabe-starke-familien-gesetz--131178>

<sup>264</sup> BverfGE87,153(169),BverfGE91,93(111f).

<sup>265</sup> 最新の報告書として14次最低生活報告書がある。

([https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Steuern/14-existenzminimumbericht.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=9](https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Steuern/14-existenzminimumbericht.pdf?__blob=publicationFile&v=9))

<sup>266</sup> 連邦家族省HPによれば2023年の児童扶養控除総額は夫婦の場合、8,952（最低生活費6,024+教育費等2,928）ユーロとなっている（<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/freibetragee-fuer-kinder>）。

への寄与と、「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を立法目的としている。児童手当については、本則給付で対象者世帯中学校修了前までの児童のおおむね9割をカバー対象としているものの、所得制限があり、2022年の特例給付の一部廃止も併せ考えると、見直しが論じられているものの、本稿執筆時点（2023年2月）では所得再分配的な性質を有する対象者限定的な構造となっている、とみることもできる。同時に、支給額も広範な裁量に委ねられている。これらの点から、児童手当は、支給目的が一義的に明確とは言い難い構造となっているとされる（福田（2017））。

もとより、我が国では子育てに係る普遍的経済的支援策に広範な裁量が認められる。しかし、公平という理念を基点に恒常的かつ法横断的に子育て支援政策を構想するドイツの手法は、より多くの子育て世帯から支持を得られやすい手法といえるのではないだろうか。さらに、支援を支える根拠を、子育て世帯に対する配慮や、家族機能が有する社会的意義に求めるのではなく、公平の実現に求めるという考え方は、子育て支援の拡充に伴いより多くの財源負担を担う可能性が生じる者から広く承認を得るための手法として、一考に値するように思われる。

## 参考文献一覧

- BMFSFJ (Hrsg.) (2003) *Nachhaltige Familienpolitik im Interesse einer aktiven Bevölkerungsentwicklung*, DruckVogt GmbH, Berlin  
(<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/publikationen/nachhaltige-familienpolitik-im-interesse-einer-aktiven-bevoelkerungsentwicklung-96410>)
- BMFSFJ (Hrsg.) (2019) *Agenda 2030 – Nachhaltige Familienpolitik*, MKL Druck GmbH & Co. KG, Ostbevern (<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/publikationen/agenda-2030-nachhaltige-familienpolitik-142630>)
- BMFSFJ (Hrsg.) (2021) *Neunter Familienbericht Eltern sein in Deutschland – Ansprüche, Anforderungen und Angebote bei wachsender Vielfalt*, MKL Druck GmbH & Co. KG  
(<https://www.bmfsfj.de/resource/blob/179392/195baf88f8c3ac7134347d2e19f1cdc0/neunter-familienbericht-bundestagsdrucksache-data.pdf>)
- Deutsche Bundestag(2021) "Die Entwicklung der Geburtenrate - Einflussfaktoren und mögliche Strategien zur Steigerung", WD 9 - 3000 - 117/20 , pp.1-13
- Jessen, J. et al. (2018) "Kita-Besuch hängt trotz ausgeweitetem Rechtsanspruch noch immer vom Familienhintergrund ab", DIW Wochenbericht Nr. 38, pp. 825-835
- Margit Tünnemann(2002) *Der verfassungsrechtliche Schutz der Familie und die Förderung der Kindererziehung im Rahmen des staatlichen Kinderleistungsausgleichs*, Duncker & Humblot GmbH, Berlin
- Olga Pöttsch(2018) "Aktueller Geburtenanstieg und seine Potenziale", Statistisches Bundesamt | WISTA | 3 , pp.72-89
- Wiebke Brose(2017) "Vereinbarkeit von Familie und Beruf im Fokus der Familienpolitik", NZS , pp.361-366
- Wrohlich, K. (2008) "Familie und Bildung in der Agenda 2010: Ziele, Maßnahmen und Wirkungen" DIW Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung Vol. 77 , pp.90-97
- 倉田賀世 (2020) 「ドイツにおける親手当・親時間制度」 『社会保障研究』 Vol.5 No.1, pp.67-79
- 倉田賀世 (2014) 「メルケル政権下の子育て支援政策」 『海外社会保障研究』 No.186, pp.39-49
- 須田俊孝 (2006) 「ドイツの家族政策の動向」 『海外社会保障研究』 No.155, pp.31-44
- 福田素生 (2017) 「子育て・子育ての経済的支援策の再検討」 『社会保障法』 No.32, pp.54-67
- 横井正信 (2021) 「ドイツにおける家族政策の展開」 『福井大学教育・人文社会系部門紀要』 No.6, pp.161-210

## 第3章 フランスの妊娠・出産・子育て支援における特徴的な制度 (柴田 洋二郎)

### 要旨

フランスにおける少子化政策を、妊娠支援、出産支援、子育て支援に分けて特徴を考察した。妊娠支援では生殖補助医療（AMP）が注目される。近年の改革により、医療保険から費用保障が受けられるAMPの目的や人的適用対象が拡大され、利用条件が緩和された。他方で、AMPを「保険」の仕組みにより負担することの裏付けは求められるように思われる。出産支援と子育て支援では男性の参加促進に向けた改革や工夫がみられる。出産支援では父親及び子どもの受入れ休暇に動きがあった。休暇の一部について取得が義務づけられ、最長取得日数が伸長され、分割取得も可能となった。こうして休暇を取得しやすくする改革が行われているだけに、休暇中の所得補償水準が取得促進の鍵となろう。子育て支援では、育児休業が完全な就労の中断に加えて短時間勤務も含んでおり、育児休業中の給付（PreParE）も労働時間の減少の程度に応じたものとなっている。このように短時間勤務の育児休業は、稼働所得の喪失を小さくでき、かつ、仕事から長期間離れることや完全に離れることがないため、男性労働者が利用しやすいものとなっている。

また、妊娠支援、出産支援、子育て支援の複数に関わる指摘として、①フランスでは第3子以上に対する特別な政策がみられること、②妊娠・出産・子育てにかかる休暇・休業の取得とその間の所得補償の要件が完全に対応しているわけではないことで生じる問題があること、③同じくこれらの休暇・休業について雇用上の配慮がなされていることが挙げられる。

### 1. はじめに——本章の構成

本章では、「諸外国指標・政策概要比較一覧」を踏まえて、「指標」については、他の調査対象国（日本、スウェーデン、ドイツ、アメリカ、シンガポール。以下同じ）と比べてフランスで目立った数値を取り上げ、解説や背景にある制度の概要を示す（2.）。そして、「政策概要」については、妊娠支援、出産支援、子育て支援に分けて、フランスにおける特徴的な制度及び近年動きのあった制度を中心に説明する（3.）。

### 2. 指標の数値から

#### （1）合計特殊出生率の動向

フランスは他の調査対象国よりも高い出生率（2021年で1.83<sup>267</sup>）を維持しているが、

<sup>267</sup> INSEE (2022), "Bilan démographique 2021" (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6024136>)

出生率の長期的な動向はおおむね以下のようなになる<sup>268</sup>。1960年代までは、2.5から3.0の間で推移していたが、1970年から1980年頃にかけて低下し、1970年代半ばくらいから2.0を割り込んでいる。1990年代半ばに1.5～1.6台まで低下した後、回復傾向となり、2000年代後半には2.0前後まで上昇した。しかし、2010年頃から再び低下傾向にある。

## （２）女性の就業率

女性（15～64歳）の就業率全体は、他の調査対象国と比べて低い（2021年で64.5%）。ただし、25～49歳女性に限ると、2021年で84.0%と高い数値になっていることに触れておく<sup>269</sup>。

## （３）婚外子の割合

他の調査対象国と比べて婚外子の割合が突出して高いが、これは、婚姻以外の法的「結び付き」が整備されており、一定程度保護されていることによるものと考えられる。具体的には、フランスでは民事連帯契約（PACS）という制度がある<sup>270</sup>。PACSは、「婚姻関係にない異性又は同性の、近親関係にない成年者のカップル（2人一組）に対し、民事規約（契約）に基づいて認められる法的身分規程」<sup>271</sup>である（民法典515-1条以下）。PACSを締結することにより、締結者は、共同で生活し、相互に金銭的・物的な援助（住宅費、食費、治療費等）をし、疾病時や失業時お互いに支えあうことを義務づけられる。また、社会保障や税制については、例えば、以下のような効果が生じる<sup>272</sup>。①出産や子どもに関する家族手当について、婚姻と同様に受給できる。ただし、所得条件付きの社会保障給付や所得により受給額が変動する社会保障給付における所得の算定において、PACS締結者双方の所得が対象となる。②所得税制上（後述3（3）エ）、PACS締結者は、婚姻夫婦と同一の規則の適用を受ける。

PACSが創設された1999年から時系列的にみると、法的「結び付き」（婚姻+PACS）の件数はおおむね増加傾向にある中で、婚姻件数は減少しつつあり、PACSの件数及び法的「結び付き」に占めるPACSの割合のいずれも増加してきていることがみてとれる（図3-1）。

<sup>268</sup> 以下この段落の記述は、内閣府『令和4年版 少子化社会対策白書』5頁以下を参照した。

(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2022/r04pdfhonpen/pdf/s1-2.pdf>)

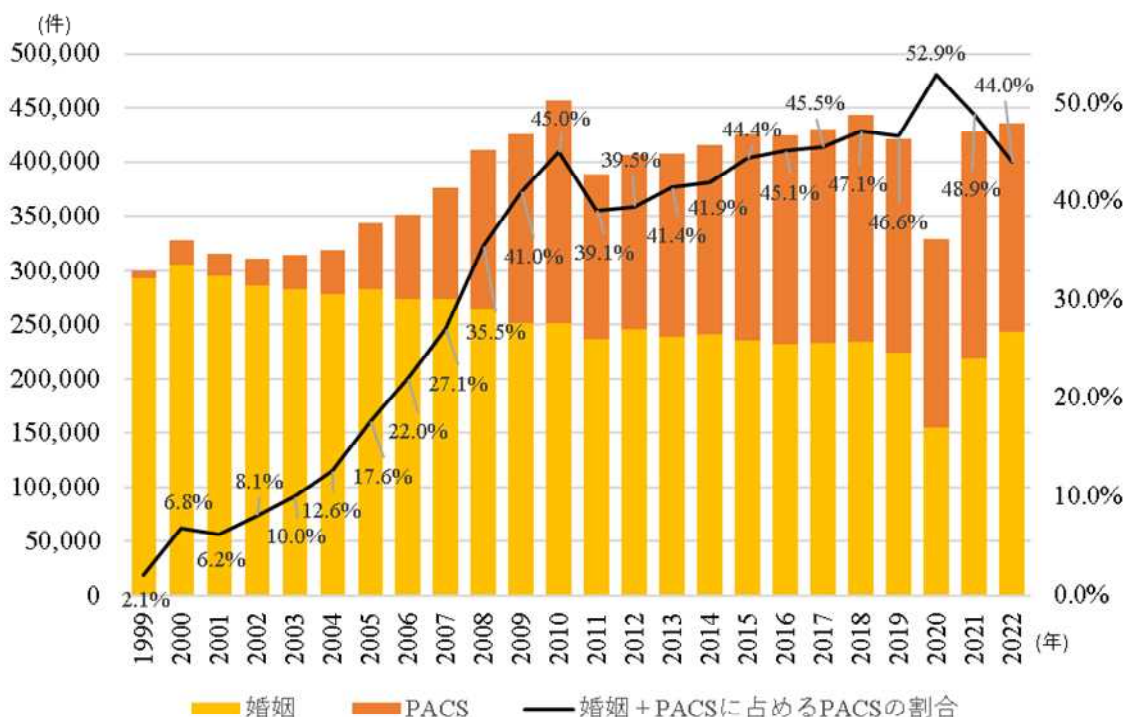
<sup>269</sup> INSEE (2022), "Activité selon le sexe et l'âge en 2021" (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2489758>)

<sup>270</sup> 以下の記述は、内閣府『令和2年度少子化社会に関する国際意識調査報告書』118頁以下〔柴田洋二郎執筆〕を参照した ([https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/r02/kokusai/pdf\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/r02/kokusai/pdf_index.html))。

<sup>271</sup> 山口編（2002）411頁。

<sup>272</sup> フランスの公共サービスの公式情報サイトである"Service-Public.fr"の"Effets d'un Pacs"（PACSの効果）の項目参照 (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1026>)。

図3-1 婚姻及びPACSの件数と、PACSの占める割合



注1：PACSは1999年11月15日の法律で設けられたため、それ以前の数値はない。

注2：婚姻について2022年、PACSについて2018年から2022年は暫定値。

出典：INSEE (2023), "Mariages et Pacs" (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381498>) を参照して筆者作成。

### 3. 政策概要から

#### (1) 妊娠支援

##### ア 不妊治療支援

フランスでは、不妊治療は、生殖補助医療（AMP [assistance médicale à la procréation]）とも、PMA [procréation médicalement assistée] と呼ばれるが、公衆衛生法典〔以下、条名を示す際には「CSP」とする。〕ではAMPとされているため、以下「AMP」とする。）の枠組みで行われる。1994年7月29日の法律（n°94-653）により公衆衛生法典にAMPの手続が設けられた後、数次の改正を経て現行法制に至っている。特に、近年の2021年8月2日の法律（n°2021-1017：以下「2021年法」とする。）は、AMPの様々な側面に関わる大幅な改正を行った<sup>273</sup>。

医療保険による費用保障を受けられるAMPは、「親になる計画（projet parental）に応える」ものであるとされている（CSP. L.2141-2条）。2021年法以前は、「カップルの不妊

<sup>273</sup> この改正に関する邦語文献として、奈良（2021）。以下、アの記述は同論文も参照している。

症を治療すること又は特に重篤な疾患が子ども若しくはカップルの他方に伝染するのを防ぐこと」を目的としており、不妊症という病気であると医学的に診断を受けたものでなければならぬとされていた。この点で、フランスでは、不妊は疾病と認識されてきたといえる。これに対し、現行法制では、女性又はカップルが、多分野からなる医療チームとの事前の面談を行う必要があるものの、不妊症との診断を受けなければならないわけではない。こうして、目的の点から AMP の利用条件は拡大（緩和）されている。

さらに、男女若しくは女性2人のカップル、又は全ての独身女性を対象となる（CSP. L.2141-2条）。この点も、2021年法以前は、法的結び付きの形態（法律婚、PACS、内縁）は問わないが男女のカップルとされており、さらに2011年以前は、法律婚以外のカップル（PACS及び内縁）には、AMPを受ける要件として2年間の共同生活が求められていた。このように、AMPの人的適用対象は改正の中で大幅に拡大されてきた<sup>274</sup>。

ただし、年齢制限があり、採卵は女性の43歳の誕生日まで、採精は男性の60歳の誕生日まで、人工授精、配偶子又は生殖組織の使用、胚移植について、女性は45歳の誕生日まで、男性及び（女性同士のカップルの場合）カップル以外のメンバーは60歳の誕生日までとされている（CSP. R.2141-36条及びR.2141-38条）<sup>275</sup>。年齢制限は以前から設定されていたが実務や裁判例によるもので、2021年法（正確には同法に基づく政令）によって条文化され、より明確になった。

これらの要件を満たし、医療保険金庫（医療保険の保険者）の事前承認を受けた場合、①人工授精（フランスでは、1回当たり950～1,500ユーロ）6回まで、②体外受精（フランスでは、1回当たり3,000～5,000ユーロ）4回までという条件で、これらの費用は医療保険により全額保障される（社会保障法典L.160-14条26°及びR160-17条I, 9°）。また、女性被用者がAMPに必要な医療行為を受ける際は欠勤でき、その欠勤について賃金は減額されず、さらにこの欠勤は、勤続と関わる権利（年次有給休暇の決定や当該企業独自の制度。以下同じ）について実労働時間とされる（労働法典L.1225-16条）。なお、フランスでは代理母出産（*gestation pour autrui*）は禁止されている。

こうして、2021年法によりAMPの対象の拡大や条件の明確化が行われた<sup>276</sup>。特に、AMPを受ける目的と人的対象の点から保障を受けられる範囲が広がったこと、男性にも年齢制限が設定されており、その年齢が他の調査対象国と比べると高齢までカバーしていることが特徴といえる。もともと、法改正後のAMPの条件で生まれた子どもの数に関する統計はまだないため、改正の影響は今後の動向を見極める必要がある（これまでは、例年、出

<sup>274</sup> また、AMPを受けるに当たり、あらゆる別異取扱い、特に利用しようとする者の配偶者の有無や性的指向を理由とする取扱いの相違が明文で禁止されている（CSP. L.2141-2条2項）。

<sup>275</sup> また、男女とも、将来自分がAMPを受けるために配偶子を採用し、自己保存することが認められた。この場合、採卵は女性の29歳の誕生日から37歳の誕生日まで、採精は男性の29歳の誕生日から45歳の誕生日までとされている（CSP. L.2141-12条及びR.2141-37条）。

<sup>276</sup> 上記のほか、第三者たるドナーからの配偶子の提供を伴うAMPにより生まれた子どもが成人して以降、当該ドナーの身元に関する情報及び身元を特定できない情報にアクセスできること、女性2人のカップルがAMPにより子どもを出産した場合、出産した女性と子どもの間に親子関係が認められ、出産をしていない女性と子どもの間の親子関係は共同認知により認められることなどが定められた。

生児のおよそ3%がAMPにより生まれた子どもとなっている。)

## イ 妊婦の検診や医療にかかる費用

妊婦に義務づけられている検診にかかる費用は、医療保険により全額補償される。

他方で、妊婦であっても妊娠に関わるものではない診療や医療の費用負担については、時期により違いがある。妊娠6か月目以前は妊婦以外の者と同じ形で医療保険が適用され、一部負担金を負う。これに対し、妊娠6か月目以降出産後12日以内は、妊娠に関わるものではない診療や医療の費用であっても、医療保険の適用対象となっているものについては医療保険により全額補償される(社会保障法典L.160-9条及びD.160-3条)。この点で、我が国よりも妊婦に手厚い保障を行っている。

## (2) 出産支援

### ア 産前産後休暇

女性被用者は勤続期間を問わず、産前6週間、産後10週間の出産休暇を取得できるが(労働法典L.1225-17条)、第3子以降は産前8週間、産後18週間に延長される(同L.1225-19条)。また、双子は産前12週間、産後22週間、三つ子以上は産前24週間、産後22週間になる(同L.1225-18条)。このように、第3子以降について出産休暇の伸長があること、多胎妊娠について双子だけでなく三つ子以上の伸長がある点が特徴である。

出産休暇期間は、勤続と関わる権利について実労働時間とされ、休暇終了時は従前の雇用又は報酬が同等以上の類似の雇用に復職できる(労働法典L.1225-24条以下)。

もともと、休暇中に補償手当(基礎賃金日額の91.25%)を受給するには、出産保険(医療保険の一環をなす)への加入期間要件のほか、一定以上の労働時間又は一定額以上の保険料納付が求められる点に特徴がある。つまり、出産休暇は取得できても、その間の所得補償はない場合もあり得る。

### イ 男性取得制度

フランスでは、1946年の法律から、家庭の事情休暇(*congés pour événements familiaux*)の1つとして、出産時に父親に3日間の追加の有給休暇(したがって、この3日間は使用者の負担で賃金を保障する。)が認められている。父親及び子どもの受入れ<sup>277</sup>休暇(*congé de paternité et d'accueil de l'enfant*)は、この3日間と合わせて取得でき、出産から6か月以内(労働法典D.1225-8条)に、最長で25日間(多胎出産の場合は32日間)取得できる。休暇を取得できる父親は、被用者(非正規労働者も含まれる。)だけでなく、公務員、自営業者、使用者等全ての就労者であり、勤続期間は問わない。休暇終了時、被用者は従前

<sup>277</sup> 「子どもの受入れ」という言葉は、子どもの父親だけでなく、子どもの母親とPACSを締結している者や、子どもの母親と夫婦としての生活を営んでいる者(つまり、子どもを受け入れる者)等も休暇を取得できることを指している。



の雇用又は報酬が同等以上の類似の雇用に復職できるが（同 L.1225-36 条）、出産休暇（前述ア）と異なり、休暇の期間は勤続と関わる権利について当然に実労働時間とされるわけではない。

被用者について、休暇期間中の賃金は保障されないが、出産保険への加入期間、一定以上の労働時間又は一定額以上の保険料納付の要件を満たした場合、出産保険から基礎賃金日額の 91.25% が補償される（ただし、上限額がある。）<sup>278</sup>。

父親及び子どもの受入れ休暇は 2021 年 7 月から現行制度になっている。それ以前は、出産から 4 か月以内に、最長で連続（つまり分割取得はできなかった。）11 日間（多胎出産の場合は連続 18 日間）取得でき、取得は完全に任意とされていた。家庭の事情休暇と合わせると、従前は最長 14 日間（3 日+11 日）だったのに対し、現在では最長 28 日間（3 日+25 日）となり、最長取得期間が 2 倍になったことになる（最長取得期間の伸長は、2002 年の制度創設以降初めてのことであり、）。

現行制度は、取得可能な産後期間と最長取得期間が拡大されただけでなく、最初の 4 日間について取得を義務づけたため、家庭の事情休暇と合わせて、産後の 1 週間は男性に休暇を義務づけることになった（労働法典上は、これらの期間、「被用者を使用することを禁止する」となっている：L.1225-35-1 条）。これにより、従前、有期労働契約の被用者では休暇の取得率が 50% にすぎなかった（これに対し、無期労働契約の被用者では 80%）状況が改善されることが期待されている<sup>279</sup>。また、最初の 4 日間を除く 21 日間（多胎出産の場合は 28 日間）については、二度に分割して取得（それぞれ 5 日間以上）することができるようになっている（労働法典 D.1225-8 条）。

## ウ 産後ケア

2022 年 7 月 1 日から、産後 4 週間から 8 週間のうちに、医師又は助産婦との産後面談を行うことが義務づけられている。この面談は若い母親への支援を強化しようとするもので、特に、産後うつの初期症状又はそのリスク要因がないか確認すること、及び女性又は配偶者に必要なサポートを把握することを目的とする。さらに、第 1 子を出産した女性、又は産後うつの症状若しくはそのリスク要因が確認された女性には、産後 10 週間から 14 週間のうちに二度目の面談が行われることもある（以上、CSP.L.2122-1 条）。これら面談には医療保険が適用され、費用の 7 割が補償される。産後うつに焦点を当てた産後ケアが新設された（しかも費用の一部が医療保険により補償される。）点が目をひく。

## (3) 子育て支援

<sup>278</sup> 補償は職業により異なる。例えば、公務員は上限なく全額が補償され、医療従事者は定額補償である。

<sup>279</sup> フランス政府による父親休暇改革の説明を参照した。（<https://www.gouvernement.fr/actualite/la-duree-du-conge-paternite-passe-de-14-a-28-jours>）

## ア 育児休業

出産時に当該企業で1年以上勤続していることを条件として、被用者は子どもの3歳の誕生日まで（最長1年だが2回延長可）就労を中断又は短縮（週16時間以上の勤務が必要）することができる。また、復職時に、被用者は従前の雇用又は報酬が同等以上の類似の雇用に復職でき、技術や労働方法の変化があった場合には職業訓練を受講する権利を有する（労働法典 L.1225-59 条）。完全な就労の中断だけでなく労働時間の短縮という選択肢が設けられていることと、復職時の職業訓練が法定されている点が注目されよう。なお、育児休業の期間は、その半分が勤続と関わる権利について実労働時間とされる（同 L.1225-54 条）。

## イ 育児休業中の給付

育児のために完全に仕事を休む又は時短勤務をする場合、家族手当の一環として、育児分担給付（PreParE）が支給される<sup>280</sup>。

支給要件は、①3歳未満の子どもが1人以上いること、②育児のために完全に仕事を休む又は時短勤務をすること（無償の職業訓練を受講する場合も要件を満たす）、③出産前の一定期間における老齢保険への通算加入期間<sup>281</sup>である（第1子の受給には出産前2年の全ての四半期で老齢保険への加入が求められ、第2子は出産前の4年中老齢保険に8・四半期の加入、第3子は出産前の5年中老齢保険に8・四半期の加入が求められる。）。被用者には所得条件はない（自営業者にはある。）。支給額は、労働時間の減少の程度に応じた3段階（就労の完全な中断、法定労働時間の50%以下のパートタイム労働、法定労働時間の50～80%のパートタイム労働）の定額である。

PreParEの特徴は支給期間にある。すなわち、第1子は1歳の誕生日までの最長6か月、第2子以降は末子の3歳の誕生日までの最長24か月となっている（ひとり親家庭を除く）。両親が、順次又は一部重複して就労を中断又は短縮して養育に関与するときに、子どもが3歳（第1子の場合は1歳）になるまで受給できる仕組みにして、父親の育児参加とともに、母親の早期復職を促進することを意図している（ただし、意図に反して、父親の育児参加の増加に結びついていない。後述4（3））。

また、3児以上を持つ労働者が、支給期間を子どもの1歳の誕生日までに短縮して復職する場合、PreParEと比べて支給額が6割強増額される増額育児分担給付（PreParE majorée）を選択できる（支給期間は子どもの1歳の誕生日までの最長8か月）。PreParEと異なり、就労の完全な中断が要件となり、両親が同時に受給することもできない。この給付には、①労働市場からの長期の離脱を防ぎ、早期の復職を促すこと、②高所得労働者（特に男性）

<sup>280</sup> 以下この項目は、柴田（2020）55頁以下を参照した。

<sup>281</sup> フランスは、皆年金制度ではないため、無職者や専業主婦が加入する公的年金制度はない。したがって四半期である険への通算加入期間の要件は、実質的には出産前の一定期間における通算就労期間の要件といえる。また、加入期間の単位は月ではなく四半期である。

が短期間でも育児休業を取得できるようにすること、という2つの目的がある<sup>282</sup>。

## ウ 保育サービス

フランスでは、1990年代以降、家族の選択を重視し多様な保育方法が整備され、保育方法に関わらず社会保障制度の支援が受けられるようにしてきた<sup>283</sup>。2～6歳未満の低年齢児教育を行う公立保育学校は、義務教育ではないが1881年から無償である。3歳以上の子どもはほぼ全て通学しているため、フランスでは、實際上3歳以上の保育の問題はほぼ生じない。また、保育学校とは別に、様々な運営主体による保育所、保育学校の代わりとしての役目を果たす幼稚園がある。在宅保育には、県の母子保護機関によって認定された保育ママ（保育ママの自宅等で子どもを保育する。）、子どもの自宅で保育を行うベビーシッターがある。

保育サービスにかかる費用の支援<sup>284</sup>について、1980年代後半からベビーシッターや公認保育ママにかかる費用を補助する手当が創設されたことで、施設保育（保育所等）ではない個別保育に対する支援の選択肢が増え、家庭と仕事の両立を支援してきた。現在では、在宅保育を利用する親のために、保育方法自由選択補足手当（CMG）がある。6歳未満の子どもがいる親が就労を継続（短縮も含む）して保育者（公認保育ママ又はベビーシッター）を雇用する場合に支給され、所得条件はない。当初は、一定額以上の稼働所得があることを要件としていたが、復職を促進するため、2014年社会保障財政法（n°2013-1203）により、就労していれば所得額は不問とされた。手当の内容は、保育者の雇用にかかる社会保険料の全額又は一部の負担と、報酬の一部負担である。ただし、支給額は受給世帯の所得や子どもの年齢（3歳未満か、3～6歳か）に応じて異なる。在宅保育は施設保育と比べて費用がかかるため、低中所得層には利用が難しかったが、CMGにより低中所得層も在宅保育を利用できるようになってきている（家庭が保育ママをさらに雇用しやすくするよう、2025年からCMGの計算方法の改革が予定されている。）。

## エ 所得税制<sup>285</sup>

フランスの所得税は世帯単位で課税される。その際、①家族の人数によって定まる除数（単身者〔独身、離死別〕で1、既婚者又はPACS締結者で2、養育する子が2人までは各0.5、3人目以降は1人増えるごとに1追加）で、②世帯の課税所得総額を割った額に応じて、③適用される所得税率が定まる（家族係数制度）。その後、④その税率を適用して得られた額に除数を乗じたものが所得税額となる（N分N乗方式）。こうして、婚姻の有無や子の数が所得税額に影響し、そこから生じる負担軽減は、所得税が累進税のため高所得層ほど大きくなる。ただし、⑤子の数によって上乘せされた除数には、税控除額に上限

<sup>282</sup> TABAROT et LÉPINE (2008), p.24 et p.105.

<sup>283</sup> 以下では、泉ほか（2017）5頁、神尾（2007）44頁以下を参照した。

<sup>284</sup> 以下では、柴田（2020）54頁以下及び62頁を参照した。

<sup>285</sup> この項目は、柴田（2020）61頁以下を参照した。

が設定されている。

また、子どもの保育にかかる費用について、以下の2つの所得税軽減措置も設けられている。①6歳未満の子どもがいる親が、家庭外保育（公認保育ママ又は保育所等の保育施設）を利用する場合、子ども1人につき年額3,500ユーロを上限として、利用費の50%まで給付付き税額控除を受けることができる（租税一般法典200条 quater B）。②家族の自宅で18歳未満の子どもを保育する者（ベビーシッター等）を雇用する場合、年額1万2,000ユーロを上限（この上限は、保育する子ども1人につき1,500ユーロ増額される。）として、その者の雇用にかかる費用（社会保障負担も含む）について50%まで給付付き税額控除を受けることができる（租税一般法典199条 sexdecies）。

## オ ひとり親支援

2023年社会保障財政法により、以下の2点でひとり親支援が強化されている。①家族支援手当（ASF：子ども1人以上を扶養するひとり親に支給される手当）の額が50%引き上げられた。②ひとり親家庭については子どもが12歳になるまでCMG（前述ウ）が受けられるようになった<sup>286</sup>。

---

<sup>286</sup> 以上、フランス政府による2023年社会保障財政法の概要を参照した（<https://www.vie-publique.fr/loi/286458-loi-23-decembre-2022-financement-securite-sociale-2023-budget-secu-plfss>）。

## 4. おわりに

フランスの少子化政策に関わる支援政策について、特徴的な制度の注目すべきポイントや課題（我が国が参考とする際の注意点）を指摘しておく。

### （1）妊娠支援

AMP の利用条件緩和の動きが注目される。この点、2021 年法以前は、不妊症という病気であると医学的に診断を受けた者を対象としていたことから、医療保険により AMP の費用保障を行ってきたことは正当だったといえる。しかし、「親になる計画に定める」という現行の AMP の目的からすると、AMP が「医療」であるとしても「保険」（偶然に発生するリスクに対する共助の仕組み）による枠組みで行うべきかは自明でないと思われる（保険以外の方法でもよい。）。仮に我が国が不妊治療支援を拡大する方向に向かうとしても、単に適用範囲の拡大をよしとするのではなく、「なぜ医療保険により保障されるのか」についての理論的な裏付けや「保険以外の方法による費用負担」の検討が必要となろう。

また、妊娠6か月目以降の妊婦に対しては、妊娠に関わるものではない診療や医療の費用も医療保険が全額負担する手厚い保障が行われている点が特徴的である。

### （2）出産支援

父親及び子どもの受入れ休暇の一部について取得が義務づけられ、最長取得日数が伸長され、分割取得も可能とする動きがみられた。こうして男性も休暇を取得しやすくする改革が行われている。他方で、この休暇中の所得補償には上限額がある。この点、2013 年とやや古い調査ではあるが、上限額を超える（休暇取得により所得が減少する）高所得の父親は、休暇の取得率が下がるとの結果もある<sup>287</sup>。フランスの経験からは、休暇中の所得補償の水準が休暇取得促進の鍵となろう。

産後ケアについては、近年の改革により、産後うつ対策の面談が義務づけられるようになっている（その費用は医療保険から一部保障される）ことが注目される。

### （3）子育て支援

育児休業が完全な就労の中断に加えて、短時間勤務も含んでおり、育児休業中の給付（PreParE）も労働時間の減少の程度に応じたものとなっている。このように、短時間勤務でも（減額のうえ）受給できることから、（短時間勤務の賃金と合わせて）所得の喪失を小さくでき、かつ、仕事から長期間離れることや完全に離れることがないため、男性労働者も受給しやすい（2018 年で、PreParE を受給している父親の 73.6%が短時間勤務の育児休業である<sup>288</sup>。）。

<sup>287</sup> LEGENDRE et LHOMMEAU (2016), pp.2 et s. また、自営業者は、補償手当の上限額が低いことが取得率の低さ（32%）に影響を及ぼしていると考えられている（同論文, pp.3 et s.）。

<sup>288</sup> 社会保障制度のポータルサイト内の記事"6 % des bénéficiaires de la PreParE sont des pères"を参照した（<https://www.securite-sociale.fr/home/dossiers/actualites/list-actualites/6--des-beneficiaires-de-la-prepa.html>）。

さらに、父親の育児休業取得を促進するための2つの政策が注目される。1つは、PreParEであり、1人の親が受給できる期間を限定することで、両親が順次又は一部重複して就労を中断又は短縮して養育に関与させようとし、父親の育児参加とともに、母親の早期復職を促進しようとしている。ただし、実際には父親の育児参加の増加に結びついていない点に注意を要する（2019年で、PreParEの受給者は、母親が93.7%、父親が5.2%、両親ともが1.1%となっている<sup>289</sup>。）。もう1つは、高所得労働者（特に男性）の育児休業取得を促進するために、休業期間を短縮する代わりに休業中の給付を増額するオプション（PreParE majorée）があることである。

#### （4）上記（1）から（3）の複数に関わる指摘

##### ア 第3子以上に対する特別な政策

フランスでは、随所に3子以上に対する特別な政策がみられる。例えば、出産休暇は第3子以降伸長されるし、PreParE majoréeが利用できるのは3児以上を持つ労働者である。また、N分N乗方式をとる所得税制において、養育する子3人目以降は追加される除数が大きくなることで所得税軽減の効果が大きくなる。さらに、今回の調査の対象とはなっていないが、公的年金について3人以上の子どもを養育した場合には、両親の年金額がそれぞれ10%加算される（社会保障法典L.351-12条及びR.351-30条）。こうした特定の子どもの数に焦点を当てた政策も一案となり得る。

##### イ 休暇・休業の取得とその間の所得補償の要件

出産休暇、父親及び子どもの受入れ休暇、育児休業は、休暇・休業の取得要件とその間の所得補償制度の受給要件が完全に対応しているわけではない。すなわち、前二者の休暇は勤続期間を問わず取得することができるのに対し、所得補償には保険加入期間等の要件が設けられているため、休暇中の所得が保障されないことも起こり得る。また、育児休業は当該企業における勤続期間が要件となるのに対し、その所得補償は、休業前の「一定期間における通算の就労期間」が要件のため、いずれかの要件しか満たさないことがあり得る。そして、育児休業の要件を満たさずに仕事を離れて育児休業補償を受給した場合（非正規雇用で企業を転々としている場合等）、育児休業補償自体には復職に関する規定はないため、復職自体が阻害される（特に母親にみられる）<sup>290</sup>。休暇・休業の取得は労働法典、休暇・休業中の所得補償は社会補償法典に基づくことから、両法典の連携が求められる。我が国でも、労働法・社会保障法の連携が求められるのは同様であり、休暇・休業の取得とその間の所得補償の受給について互いの利用や制度趣旨を阻害しないよう注意を払う必要がある。

<sup>289</sup> Ibid.

<sup>290</sup> FAGNANI (1996), pp.129 et s. (旧制度に対する指摘だが、現行制度にも同様にあてはまる。)

## ウ 休暇・休業明けにおける雇用上の配慮

さらに、出産休暇、父親及び子どもの受入れ休暇、育児休業には、種々の雇用上の配慮がある点が特徴といえる。もっとも、フランスでは、復職時のポストにおける配慮が共通するほかは、休暇・休業の種類により内容が異なる（表3-1）。雇用上の配慮は検討に値するが、その際には、休暇・休業の種類を問わず統一的な内容とするのか、休暇・休業の期間の違い等も考慮して差を設けるのか（設ける場合は内容や程度）も必要な視点となる。

表3-1 出産・育児を支援する休暇・休業にかかる雇用上の配慮の比較

	復職時のポスト	勤続期間への算定	復職時の職業訓練
出産休暇	原職又は報酬が同等以上の類似の雇用	期間全体が勤続期間に算定される	無し
父親及び子どもの受入れ休暇	原職又は報酬が同等以上の類似の雇用	勤続期間に算定しなくてもよい	無し
育児休業	原職又は報酬が同等以上の類似の雇用	期間の半分以上が勤続期間に算定される	あり（技術や労働方法の変化があった場合）

出典：筆者作成。

## 参考文献一覧

J. FAGNANI (1996), "Retravailler après une longue interruption: Le cas des mères ayant bénéficié de l'allocation parentale d'éducation", *Revue française des affaires sociales*, n°3, pp.129-152

É. LEGENDRE et B. LHOMMEAU (2016), "Le congé de paternité : un droit exercé par sept pères sur dix", *Études et résultats* n° 957, pp.1-6

M. TABAROT et C. LÉPINE (2008), *Le développement de l'offre d'accueil de la petite enfance*, rapport au Premier ministre.

泉真樹子ほか（2017）「フランスの家族政策—人口減少と家族の尊重・両立支援・選択の自由—」『調査と情報』No.941, pp.1-14

神尾真知子（2007）「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由—」『海外社会保障研究』No.160, pp.33-72

柴田洋二郎（2020）「フランスにおける「就労と子の養育」に関する社会保障給付—休暇・休業制度や財源・税制にも着目して—」『社会保障研究』Vol.5 No.1, pp.52-66

奈良詩織（2021）「【フランス】生命倫理に関する法律」『外国の立法』No.289-2, pp.30-33

山口俊夫編（2002）『フランス法辞典』東京大学出版会

## 第4章 アメリカにおける家族政策（阿部 彩）

### 要旨

アメリカの出生率は2007年以降急速に減少し、他の先進諸国並みとなってきたものの、社会的には「少子化」が危機的に捉えられているとは言い難い。出生率の低下が10代出産の減少などを伴っていることもあり、肯定的な見方がされることも多い。一方、かつてからアメリカでは子育て世帯全般に対する政策が少なく、ワークライフバランス政策も未整備な国の一つである。産児・育児休暇や保育所、児童手当といった日本でも馴染みのある制度も国レベルでは整っておらず、近年、州レベルでようやく整備されつつある。しかしながら、貧困対策という点では、様々な公的扶助制度が存在し、特に子どものいる貧困世帯については多くの給付が用意されている。この点において、金銭給付においては、未だに生活保護制度、児童扶養手当以外の貧困の子育て世帯に対する給付が存在しない日本とは大きく異なっている。また、支援策において、社会手当（児童手当など）やサービス給付（保育所など）といった手法ではなく、税制の税額控除が主な手法として用いられている点も日本の参考となろう。

### 1. アメリカの「少子化」と子育て支援策の特徴

#### （1）少子化に対するスタンス

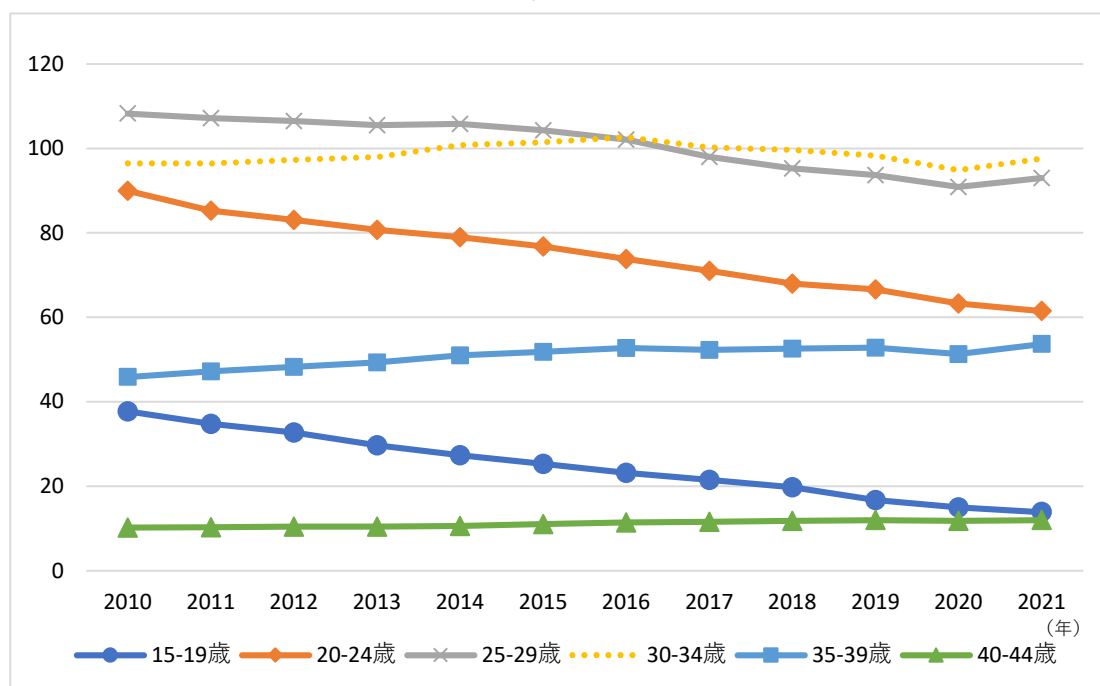
早くから少子化が社会問題として認識されてきたヨーロッパ諸国や、ヨーロッパ諸国には遅れを取るものの少子化が急速に進展したアジア諸国に比べ、アメリカの合計特殊出生率は、長い間、比較的高いという印象が強かった。しかし、2007年以降、アメリカの合計特殊出生率（TFR）は急速に低下しており、2005年には2.06であったが、2020年には1.64となっている。アメリカはもう低出生率の国の一つとすることができるであろう。TFRの減少は、年齢、人種など様々な属性に共通に見られており、その要因は様々なものが挙げられているものの、人々の家族や出産に対する選好の変化による影響が大きいとみられている（Public Radio Broadcasting 2021; Kearney, Levine & Pardue 2022）。

2020年には、アメリカのTFRは3年連続の最低値を更新し、他の先進諸国と肩を並べる数値となった。しかしながら、アメリカ内部において、将来の人口減少を危機的に捉える声はさほど大きくない。例えば、アメリカの3大メディア・ネットワークの一つであるABCは、合計特殊出生率を2.1まで引き上げなければならないという考えは「現実的ではない」とし、勤労世代の生産性の向上と女性の就労率の上昇によって現在よりも少ない勤労者数で高齢者を支えることが可能であるとの説を報道している（Murray 2021）。また、出生数が少なくなったこと自体を肯定的に捉える論調も顕著である。なぜなら、近年のTFRの減少は、少なからず10歳代の若い母親による出産（以下「10代出産」）や、「望まない妊娠」の減少によるものであるからである。Calder(2022)によると、1991年から2020年にかけて、



10代出産は75%減少し、2007年以降はさらにその減少率が上がっている。図4-1には、年齢層別の出生率（1,000人当たりの出生数）の2010年から2021年への推移を示しているが、15-19歳層においては、37.8から13.9と半減していることがわかる（CDC 2019）。また、2007年から2016年のTFR減少の35%は「望まない妊娠」の減少によるという（Buckles, Guildi & Schmidt, 2019）。妊娠中絶が宗教的な理由でセンシティブな政治イシューであるアメリカにおいては、「望まない妊娠」の減少は、特に大きな意味を持つ。

図4-1 アメリカの年齢別出生率（1,000人当たり出生数）



出典：CDC (2019)

## （2）子育て世帯への支援策の特徴

このように、アメリカにおいては、「少子化への対応」が政策目標として認識されておらず、また、ワークライフバランスや子育て支援などの家族政策についても他の先進諸国から遅れている。後述するように、アメリカにおいては公的な有給の育児休暇はおろか、保育所や、児童手当など多くの先進諸国にて整備されている政策さえも整っていない。一方で、特に日本との対比で考えると特徴的なのが、ア) 貧困対策のメニューの多さと子育て貧困世帯への重点化、及び、イ) 税制を用いた各種の支援策の充実である。ア) については、1950年代の「War on Poverty」から始まる様々な貧困対策が行われており、（日本で言う生活保護制度の生活扶助費に当たる）生活費への支援のみを挙げても、金銭給付、食費扶助、住宅費扶助、医療扶助、光熱費扶助など様々な費目別の支援策が存在する。これは、アメリカの貧困率が先進諸国の中でも群を抜いて高いことが背景にある。また、日本の公的扶助が生活保護制度に一括されているのに対し、アメリカの公的扶助は多数の制度が並列している点が

異なる。さらに、アメリカの公的扶助はその受給者割合が日本に比べて圧倒的に大きい。日本生活保護制度の受給率は2%未満（2022年10月概数値では1.62%、厚生労働省2023）であり、対象者の過半数が高齢者であるため、0～19歳では受給率が1%を切るのに対し（厚生労働省2021）、アメリカの公的扶助制度の受給率は比較的大きい（例えば食費扶助のSNAPは人口の12.8%<sup>291</sup>が対象）。また、日本においては公的扶助の受給者が高齢者に偏っているが、アメリカでは子どものある世帯が圧倒的に多い（後述参照）。

二つ目の特徴は、子育て世帯に対する金銭給付が、児童手当に代表される社会手当ではなく、税制度の中で行われる様々な税額控除（tax credit）によって行われることである。日本においては、子どもに関する税制の扶養控除（所得控除）が「子育て支援策」として思い浮かべられることは少ないが、アメリカにおいては、税制における様々な支援策・優遇策は社会手当や公的扶助に比べても、大きな役割を担っている。例えば、後述する勤労所得税額控除（EITC）は、（州・自治体の独自の制度である）一般扶助（General Assistance）や、（日本の児童扶養手当に相当する）貧困家庭に対する一時的扶助（TANF）よりも対象者数が大きい（表4-1）。また、社会手当が手薄いアメリカにおいては、一般（非貧困）の子育て世帯に対する支援策の唯一のプログラムが税制における控除である。これら、税制を用いた控除は、所得控除ではなく税額控除が主流であり、さらに、その一部は「還付可能（＝税額が税額控除額を下回る時には、税額がゼロになるだけでなく、その差額が税制から還付されること。「給付つき税額控除」と言われることもある。）」であることから、非課税所得未満の子育て世帯においても、その恩恵を受けることができる。すなわち、アメリカにおける税額控除は、貧困世帯に対する金銭的支援としての機能も大きいのである。

本稿では、これら子育て世帯に対するアメリカの支援策を二つのカテゴリーに整理して説明する。一つ目のカテゴリーは、いわゆる「ワークライフバランス政策」と言われるものであり、ケア責任のための休暇（育児休暇など）や、保育・育児に対する支援、子育て世帯に対する金銭的支援といった一般（非貧困）世帯をも対象とする政策とする。二つ目のカテゴリーは、貧困対策として講じられている政策であり、勤労所得税額控除（EITC）や、補助的栄養支援プログラム（SNAP）、住宅扶助など、子育て世帯に限らない貧困世帯を対象とした政策とする。この中には、EITCをはじめとする貧困の子育て世帯を特に優遇して対象としているものも含まれる。しかし、本報告書のコンテキストにおいては、両カテゴリーともに、出生数の上昇は目的として掲げられていないことは留意されたい。

---

<sup>291</sup> アメリカの人口約3億3,234万人（2021年推計。Worldometers.info）に対する2021年のSNAP受給者数（4,150万人）。

表4-1 アメリカにおける子育て世帯を主な対象とする主要制度の受給者数

プログラム名 (略称)	内容	受給者数 (年)	給付額
補助的栄養支援プログラム (SNAP)	食費に対する現金給付	4,150 万人(2021)	平均 (子育て世帯) \$395/月
勤労所得税額控除 (EITC)	勤労者への税額控除 (還付可能)	3,100 万人 (2020)	平均\$2,043/年 最大\$5,980 (子2人の場合)
貧困家庭一時扶助 (TANF)	現金給付	182 万人 (2022)	
住宅チョイス・バウチャー(Section 8)	住宅費補填	530 万人 (2021) (うち、子どもは約217 万人)	住宅賃貸費から所得の30%を引いた額

出典：アメリカ各省庁 HP.

## 2. ワークライフバランス政策

### (1) ケア責任のための休暇 (Family Leave)

アメリカにおいては、全国レベルで保障される有給の育児休暇は存在しない。しかし、無給の育児 (看護) 休暇については規定が存在する。1993 年に制定された Family Medical Leave Act (改正 2012 年) は、子どもが 1 歳までの間や、子どもや親などの家族が重篤な病気の際に、最大 12 週間 (年間) まで無報酬の休暇を取ることができると定めている。適用されるためには、勤め先が 50 人以上の従業員がいる企業又は公的セクターである、フルタイムであること (過去 12 か月にて 1,250 時間以上)、最低 12 か月以上雇用されていることなどの条件がついており (DOL 2023)、アメリカの労働力の 60% の労働者しかカバーされていない (AEI-Brookings Working Group on Paid Family Leave 2020)。なお、国家公務員については、2019 年より、12 週間の有給休暇が可能となった (The Federal Employee Paid Leave Act)。

2000 年以降は州政府による有給休暇の制定が進んでいる。2002 年のカリフォルニアを皮切りに、2022 年時点においては、11 の州 (カリフォルニア、コロラド、コネチカット、デラウェア、マサチューセッツ、メリーランド、ニュージャージー、ニューヨーク、オレゴン、ロードアイランド、ワシントン州) 及び D.C. (ワシントン市) が家族のケアをするための有給休暇を保障している。そのほか、10 の州 (カリフォルニア、コロラド、イリノイ、ルイジアナ、マサチューセッツ、ミネソタ、ネバダ、ノース・カロライナ、ロードアイランド、バーモント州) 及び D.C. においては、子どもの学校における活動のために無給の休暇を取ることが保障されている (National Conference of State Legislatures 2022)。

また、多くの企業においては、こうした公的な休暇のほかに、有給の家族のケアのための休暇 (Paid Family Leave) 制度を、福利厚生の一環として従業員に提供している。民間企業の 4 割が有給の育児 (母親) 休暇制度を設けている。しかしながら、全ての従業員がこの制度の恩恵を受けることができるわけではなく、民間企業に勤務する人々の 23% しかこのような制度にアクセスがない。

また、妊娠により働くことが不可能との診断があれば障害年金（Disability Insurance）を受けて、仕事を休むことができるが、これはあくまでも母親本人の健康上の理由で仕事に従事できない時に適用されるものである。

## （２）チャイルド・ケア（保育・学童保育など）

まず、アメリカにおいてチャイルド・ケア（Child care）という言葉が使われる時は、未就学児の保育のみを指しているわけではないことに留意されたい。アメリカでは、子どもを1人又は子どものみで過ごさせることは児童虐待につながるとの認識が強く<sup>292</sup>、チャイルド・ケアは学童期の子どもも対象としている。そのため、ここではチャイルド・ケア（保育・学童保育）と記すこととする。

まず、未就学児の子どもに対する保育サービスであるが、公的な制度は存在せず、民間セクターに保育サービスの提供が任されている。貧困世帯の子どもに対する就学前プログラム（Preschool programs）として、長い歴史があるヘッド・スタート・プログラム（Head Start program）が公的プログラムとして存在するが、ヘッド・スタートは要件が満たされている子ども全てに約束されているわけではない。また、有名な Perry Preschool study や Abecedarian study など実験的な枠組みで行われるプログラムは多数存在するものの、これらのプログラムがカバーする児童の割合は、アメリカ全体の児童数に比べればわずかなものである。

このように、アメリカの保育サービスの提供は市場に任されているところが大きく、そのため、保育サービスを市場から購入するための費用に対する支援が一部では行われている。国から州政府にはそのための補助金が配布されており、各州はそれぞれのスキームにおいて低所得世帯に対する保育費補助を行っている。例えば、カリフォルニア州においては、州の公的扶助の受給者が働く際には、12歳（障害児の場合は21歳）までの子どもの保育（学童保育）費の一部を支給している。また、公的扶助の受給者以外の貧困世帯には、保育バウチャーを提供している。

全ての所得層の家庭を視野に入れた保育（学童保育）費用を軽減する政策としては、税制を通じて行われる保育費用等控除（Child and dependent care credit）が存在する。この制度により、13歳未満の子どもの保育（ケア）にかかった費用の最大35%の税額の控除を受けることができる（詳しくは次節参照のこと）。

---

<sup>292</sup> DHHSなどのガイドラインによると、7歳まではまったく、8-10歳では1時間半、11-12歳では3時間、13-15歳では一晩以上、大人のスーパービジョンがない状態に置くことは危険とされている（US Department of Health and Human Services）。加えて、メリーランドでは8歳、イリノイでは14歳以下の子どもを大人のスーパービジョンなしに過ごさせることが禁止されている。

#### ・ヘッド・スタート

ヘッド・スタートは、1965年から実施されているプログラムであり、アメリカ・健康人的サービス省（Dept of Health & Human Services）が行っているものである。2020年時点においては全米で約84万人（US DHHS 2021）の子どもが参加している。ヘッド・スタートの軸は3歳と4歳の子どもに対する日中の保育であるが、アーリー・ヘッド・スタート（Early Head Start Program）として3歳未満の子どもや妊婦を対象としている州もある。対象となる家庭は、アメリカ公式貧困線未満の所得又は、TANF、SSI、SNAPといった公的扶助制度の対象でなければならない（DHHS 2021）。

### （3）子育て世帯への金銭給付

ここでは、所得制限がない、若しくは、所得制限が比較的高い子育て世帯に対する金銭給付を紹介する。具体的には、児童税額控除（Child Tax Credit）、保育費用等控除（Child and Dependent Care Credit）、教育費控除（Education Credit）の3つである。Creditと名前が付いているように、これらはどれも税額控除であり、そのうち、児童税額控除は還付可能となっている。

#### ア 児童税額控除（Child Tax Credit and the Credit for Other Dependents）

児童税額控除（Child Tax Credit and the Credit for Other Dependents）は、低所得の子育て世帯に対する税額控除であり、還付可能である。控除額は、2021年にそれまでの\$2,000（児童1人当たり）から大幅に引き上げられており、2021年には5歳未満の場合は最大\$3,600、6歳から17歳までは最大\$3,000、17歳以上の場合は\$500となっている。ただし、17歳以上の子どもに対する控除は還付不可能である。控除額は、所得に応じて設定されている（IRS 2022b）。

#### イ 保育費用等控除（Child and Dependent Care Credit）

所得税の確定申告時に、13歳未満の子どもの保育（学童保育）等にかかった費用の20%から35%を控除額として計上することができる。また、介護が必要な扶養家族などのケア費用も本制度の対象となる。計上できるのは、最大で\$3,000（子ども1人）、\$6,000（子ども2人以上）である。所得制限はないが、控除額の保育費に対する割合は、所得が高いほど低くなる（IRS 2022a）。また、本控除は還付可能ではないため、税額が控除額を下回る時は、税額がゼロとなるが、その差額が還付されることはない。さらに、本控除は、子どもの保育が親の勤労（通学含む）のために必要である時のみに適用することができる。

## ウ 教育費控除 (Education Credits)

上記に加えて、かかった教育費の一部を税額控除として計上することができる教育費控除制度が設けられている。教育費控除は、並立する二つの制度から成っており、一つは、アメリカ機会税額控除 (American Opportunity Tax Credit: AOTC)、もう一つは生涯教育税額控除 (Lifetime Learning Credit: LLC) という。前者は、何らかの資格か学位を取得するための高等教育、後者は、学校から離れた後に高等教育機関にて再教育 (学位取得を必要としない) を受けた際に適用される。この制度を用いることができるのは、教育を受ける本人、その配偶者又は本人を扶養している家族であり、すなわち、親が子どもの高等教育の教育費を支出した場合も計上することが可能である。教育費として認められるのは、授業料や入学費であり、生活費や交通費などは対象外である。控除額は、前者の場合は1学期につき最大\$2,500、後者の場合は1回の復学のたびに最大\$2,000である。両制度ともに、所得制限があるが比較的高く設定されており、中間層まで対象となっている(IRS 2002c)。2つの制度の詳細は、表4-2に示す。

表4-2 アメリカにおける子育て世帯を主な対象とする主要制度の受給者数

Criteria	American Opportunity Tax Credit (AOTC)	Lifetime Learning Credit (LLC)
控除額	\$2,000 までは全額、それ以上の \$4,000 までは 25% (最高 \$2,500) /人	\$2,000 (1回の復学当たり) 所得額によって差あり
還付の可否	控除額の 40% までは還付可能	還付は不可
所得制限 (夫婦)	\$180,000	\$138,000
所得制限 (単身)	\$90,000	\$69,000
対象外	本人又は配偶者が非在住外国人の場合は対象外	
年数の制限	4年間	無制限
教育プログラム	何らかの資格か学位取得を目的とした高等教育	スキルアップのための高等教育
	少なくとも1年間の学期の半分	1つの授業のみでも可
対象となる教育費	授業料、その他履修に必要なコスト	授業料
教育を受ける人との関係	本人、配偶者、扶養家族	本人、配偶者、扶養家族

出典：IRS(2022c)

### 3. 貧困の子育て世帯に対する制度

先に述べたように、アメリカの公的扶助制度は、日本の生活保護制度のように一つの制度が対象者の生活費、食費、医療費、住宅費、光熱費といったニーズを全て支給するように設計されておらず、複数の制度が並列して存在しており、それぞれの制度が異なる対象者や所得制限を設けている。ここでは、複数の制度の中でも、特に、貧困の子育て世帯にとって重要な制度を紹介する。

#### (1) 勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit: EITC)

勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit: EITC) とは、低所得の勤労世帯を対象とする所得税控除制度である。制度の名前から、文字どおり、ワーキングプアに対する支援策と捉えられがちであるが、制度の設計は低所得の子育て世帯をメイン・ターゲットとしており、ワーキングプア対策と言うよりも子どもの貧困対策と言った方が正しい。EITC は、税額控除と言っても還付可能な税額控除であり、対象者の大半は非課税世帯であるため、実質的には「給付」として機能している。一方で、EITC の特徴として、貧困対策でありながら、ニーズに基づく給付設計ではなく、強い就労インセンティブを盛り込もうとしていることが挙げられる。給付には勤労所得があることが要件として設けられており、ある一定の勤労所得までは、勤労所得が上がると給付額も上がる設計となっている。すなわち、勤労所得が低い場合は、勤労所得が上がるとともに控除額も上がるので強い就労インセンティブとなる。一定の所得まで勤労所得が上昇すると控除額は一定となり、さらに、一定の所得を超えると控除額は徐々に減額される。

該当児童とは、19 歳 (学生の場合は 24 歳) 以下の子どもで、扶養条件と居住条件<sup>293</sup>が課せられる。EITC は、1978 年の設立当時は子どものある世帯のみを対象としていたが、1994 年に子どものない世帯もその対象に加えられた。税額控除額は、該当児童数によって異なり、現時点において、(子 2 人の場合) 最大年間 5,980 ドルとなっている。給付者数は 3,100 万人である。

#### (2) 貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families : TANF)

貧困家庭一時扶助 (TANF) は、子どものある低所得世帯に対する公的扶助制度であり、約 186 万人 (2022 年平均) が給付を受けている。このうち 4 分の 3 以上は子どもである (DHHS 2022)。TANF は、「福祉から就労へ」をうたい文句に行われた 1994 年の福祉改革<sup>294</sup>によって最も大きく変容したプログラムであり、この改革によって厳しい就労要件、5 年間の生涯給付期間制限などが課せられることとなった。そのため、1994 年には 510 万世

<sup>293</sup> 「該当する子」は、1 年のうち少なくとも 6 か月 (養子の場合は 12 か月) は納税者と同居していなければならない。

<sup>294</sup> 1990 年代のアメリカの福祉改革については、日本においても多くの文献が存在するので参照されたい (阿部 2004, 久本 2005, 根岸 2006, 藤原・江沢 2007 など)。

帯であった受給世帯数は、現在、その5分の1となっている（DHHS 2022）。TANFの受給者数の減少は、TANFに設けられた就労要件や期間制限によるものであるが、結果として、受給者の一部は、他のプログラム、例えば障害者に対する補足的所得補償（SSI）や上記EITCなどに移行したという指摘もある（藤原・江沢 2007）。また、TANFは、正確には国によるプログラムではなく、国が各州に支給する補助金であり、各州がその財源を用いてどのようにプログラムを運用するのかを決定しているため、その全容がわかりにくくなっている。

### （3）食支援制度

アメリカでは、多くの食（料）支援プログラムが設けられているのが特徴である。これらプログラムの対象者の過半数は低所得世帯の子ども及び子どもと同居する大人が受給者となっており、低所得の子育て世帯においては大きな便益となっている。特に、以下に述べる補助的栄養支援プログラム（The Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP）は、受給者数も全米最大の規模であり（表4-1）、全人口の約12.5%に当たる人々が受給している。

SNAPは、1964年から存在するアメリカの公的扶助であり、かつては「フードスタンプ」という名で親しまれてきた。これは、この給付が食料の購入のみに使うことができる「スタンプ」を給付したことに由来する。現在は、「スタンプ」ではなくクレジットカードのような形態になっている。対象者は、低所得の勤労世帯、高齢者、障害者など幅広いが、対象者の3分の2は子どものある低所得世帯であり、全受給者の44%が子ども、21%が子どもと同居する大人となっている（CBPP 2022）。SNAPの対象者は、①所得が公的貧困線の130%未満（高齢者と障害者世帯についてはこの条件は免除）、②住宅費、保育費を除いた後の所得が公的貧困線未満、③資産が制限未満であることの3つの条件を満たしていなければならない。また、勤労年齢（18-49歳）の失業者については3か月の給付期間制限が設けられているが、子どもがいる場合はこの制限は適用されない。給付額は、最大1人当たり月約100ドルであり、子どものある世帯に対する平均SNAP受給額は\$395（月）となっている（CBPP 2022）。

この他にも、アメリカにおいては、子どもの栄養に資する制度として、特別妊婦及び乳幼児栄養プログラム（WIC）、学校給食プログラム、学校朝食プログラム、夏季休暇食料支援、果実野菜プログラムなどの支援策が設けられている。

### （4）その他の公的扶助制度

アメリカには、食料扶助以外にも、住宅、医療、光熱費など様々な家計の費目別の支援制度が存在する。これらはどれも低所得世帯を対象としており、公的扶助の部類に入る。この中において、医療扶助（メディケイド（Medicaid）及び若者医療プログラム（CHIP））については、アメリカに公的医療保険制度が整備されていないという先進諸国にはユニークな状況から派生するものであり、国民皆保険が制度上は整備されている日本とは事情が異なるため割愛する。ここでは、特に住宅費の支援について言及する。日本においては、公



営住宅など低価格の公的な住宅供給が極めて少なく、民間市場における賃貸住宅に対する支援もないに等しいからである。

住宅チョイス・バウチャー・プログラム (Housing Choice Voucher Program、以下「住宅バウチャー」という。) は、低所得、障害、高齢者 (世帯) が民間住宅市場にて自分が選択することができる賃貸住宅の賃貸料の一部を支援することにより、人々が一定の質の住居を「適切な住宅費」で確保できるようにするものである<sup>295</sup>。プログラムの対象となる賃貸住宅は、受給者の健康と安全を守るための一定の基準を満たしていなければならない。支援額は、その地域における一般的な賃貸料から、対象者の所得の 30% を引いた額である。プログラムの対象者には、所得制限が課せられており、一般的にはその地域における世帯所得の中央値の 50% 未満である (地域によって異なる。)。また、運営を任されている各地区においては、対象者の 75% が貧困線未満又は地域の中央値の 30% 未満の所得の世帯であることが求められている。しかしながら、プログラムは決められた財源の中で運営されており、基準を満たしてもすぐに受給できるわけではなく、waiting list にて待たされることが多い (DHUD 2023)。2020 年の新規対象者は、平均 28 か月の待ち期間があった (CBPP 2021b)。住宅バウチャーの 520 万人の受益者のうち、18 歳未満は 41%、18 歳から 24 歳は 9% と、約半数は子ども・若者である (CBPP 2021a)。

## 4. まとめ

本稿では、アメリカにおける子育て世帯に対する制度について、ワークライフバランス政策と子どもの貧困対策の二つの観点からレビューした。アメリカにおいては、「少子化対策」として、出生数を増やすことを目的とした政策は存在しない。また、一般的な子育て世帯に対する政策、例えば、ワークライフバランス政策や児童手当などの普遍的な子ども・子育て世帯に対する給付については、他の先進諸国に比べると、大幅に遅れていると言えよう。しかしながら、子どもの貧困対策という点では、様々な公的扶助制度が存在し、低所得の子育て世帯については、勤労所得税額控除、補助的栄養支援プログラム、住宅チョイス・バウチャー、教育費税額控除などの家計を補助する金銭給付が豊富に準備されている。これらが、日本において取られている政策手法、社会手当 (児童手当など) や現物給付 (保育所や高等教育の一部無償化など) ではなく、税額控除やバウチャーといった手法で行われていることは興味深い。また、子育てにかかる費用を費目 (食費、住宅費、教育費、など) に別々の制度で対応している点も、これからの日本の子育て支援策を検討する際に参考となろう。

---

<sup>295</sup> アメリカでは、「適切な住宅費」は所得の30%未満であるべきと定められており、それを上回る住宅は「unaffordable (購入不可能)」であるとしている。

## 参考文献一覽

AEI-Brookings Working Group on Paid Family Leave. (2017) Paid Family and Medical Leave: An Issue Whose Time Has Come. May 2017, [https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2017/06/es\\_20170606\\_paidfamilyleave.pdf](https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2017/06/es_20170606_paidfamilyleave.pdf). 閱覽 2023/1/23

Buckles, Kasey, Melanie Guildi & Lucie Schmidt(2019) “ Fertility Trends in the United States, 1980-2017: The Role of Unintended Births,” National Bureau of Economic Research Working Paper 25521, Doi: 10.3386/s25521.

Calder, Vanessa Brown (2022) “Some Historical Perspective on U.S. Fertility Decline” , <https://www.cato.org/blog/some-historical-context-fertility-de> 閱覽 2023/1/21

Center on Budget and Policy Priorities (CBPP) (2021a) “Policy Basics: The Housing Choice Voucher Program” ,

<https://www.cbpp.org/research/housing/the-housing-choice-voucher-program> 閱覽 2023/1/28

Center on Budget and Policy Priorities (CBPP) (2021b) “Families Wait Years for Housing Vouchers Due to Inadequate Funding” ,

<https://www.cbpp.org/sites/default/files/7-22-21hous.pdf> 閱覽 2023/1/29

Center on Budget and Policy Priorities (CBPP) (2022) “Policy Basics: The Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP)” , <https://www.cbpp.org/research/food-assistance/the-supplemental-nutrition-assistance-program-snap> 閱覽 2023/1/28

Centers for Disease Control and Prevention (CDC) (2019) “2010-2018 National Vital Statistics Reports” Vol. 68, No. 13, [https://www.cdc.gov/nchs/data/nvsr/nvsr68/nvsr68\\_13\\_tables-508.pdf](https://www.cdc.gov/nchs/data/nvsr/nvsr68/nvsr68_13_tables-508.pdf) 閱覽 2023/1/29

Internal Revenue Service (2022a) “Understanding the child and dependent care credit” ,

<https://www.irs.gov/newsroom/understanding-the-child-and-dependent-care-credit>

閱覽 2023/1/24

Internal Revenue Service (2022b) “IRS revises the 2021 Child Tax Credit and Advance Child Tax Credit frequently asked questions” ,

<https://www.irs.gov/pub/taxpros/fs-2022-32.pdf> 閱覽 2023/1/28

Internal Revenue Service (2022c) “Compare Education Credits” , <https://www.etc.irs.gov/other-refundable-credits-toolkit/compare-education-credits/compare-education-credits> 閱覽 2023/1/28

Kearney, Melissa S., Phillip B. Levine, and Luke Pardue (2022) “The Puzzle of Falling US Birth Rates since the Great Recession, ” *Journal of Economic Perspectives*, 36 (1): 151-76

Murray, Stephanie H. (2021) “How Low Can America’s Birth Rate Go Before It’s A Problem?” Abc News, <https://fivethirtyeight.com/features/how-low-can-americas-birth-rate-go-before-its-a-problem/> 閱覽 2023/1/21

National Conference of State Legislatures (2022) “State Family Medical Leave Laws” ,

<https://www.ncsl.org/labor-and-employment/state-family-and-medical-leave-laws> 閱覽 2023/1/21

Public Radio Broadcasting (2021) “Why is the U.S. Birth Rate Declining?”,  
<https://www.prb.org/resources/why-is-the-u-s-birth-rate-declining/> 閲覧 2021/1/21

US Dept. of Health & Human Sciences (DHHS) (2021) Head Start Federal Funding and Funded Enrollment History,  
<https://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/sites/default/files/pdf/head-start-federal-funding-funded-enrollment-history-eng.pdf> 閲覧 2023/1/22

US Dept. of Health & Human Services (2022) Temporary Assistance for Needy Families (TANF) Caseload Data - Fiscal Year (FY) 2022,  
[https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/documents/ofa/fy2022\\_tanf\\_caseload.pdf](https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/documents/ofa/fy2022_tanf_caseload.pdf)  
閲覧 2023/2/3

US Department of Housing and Urban Development (DHUD) (2023) “Housing Choice Vouchers Fact Sheet”,  
[https://www.hud.gov/topics/housing\\_choice\\_voucher\\_program\\_section\\_8](https://www.hud.gov/topics/housing_choice_voucher_program_section_8) 閲覧 2023/1/29

US Department of Labor (DOL)(2023)“Family and Medical Leave Act”,  
<https://www.dol.gov/agencies/whd/fmla> 閲覧 2023/1/21

阿部彩 (2004) 「動向 アメリカの福祉改革の効果と批判」『海外社会保障研究』No.147, pp.68-76.

厚生労働省 (2021) 『厚生統計要覧 (令和3年度)』  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/index-kousei.html> 閲覧 2023/1/29

厚生労働省 (2023) 「生活保護の被保護者調査 (令和4年10月分概数) の結果を公表します」プレスリリース (2023年1月4日)

久本貴志 (2005) 「アメリカの福祉改革と就労支援：カリフォルニア州を中心に」『経済学雑誌』105(4), pp.67-87.

藤原千沙・江沢あや (2007) 「アメリカ福祉改革再考ーワークフェアを支える仕組みと日本への示唆」『季刊・社会保障研究』42(4), pp.407-419.

根岸毅宏 (2006) 『アメリカの福祉改革 (アメリカの財政と福祉国家)』日本経済評論社

## 第5章 シンガポールにおける子ども育成口座法に基づく現金給付制度（菅 桂太）<sup>296</sup>

### 要旨

子ども育成口座法に基づく現金給付制度であるベビーボーナス制度について、2001年設立以来の変遷を紹介する。特に、支出目的を子どもの発育のために制限し、親と政府が拠出を折半する子ども育成口座に着目して、支出が認められている施設等の状況を紹介し、他国における類似制度の例を示した。

### 1. 緒言

本稿は、シンガポールにおける子ども育成口座法（Child Development Co-Savings Act, 2001）に基づく現金給付制度であるベビーボーナス制度（Baby Bonus Scheme）の概要を示すことを目的とする。ベビーボーナス計画は、2000年8月の独立記念集会における演説によってゴー・チョクトン（Goh Chok Tong）首相が導入を公表した包括的な家族人口政策「2001年版 結婚と子どもを産み育てる親のパッケージ（Marriage and Parenthood Package 2001）」の柱を成す政策である。シンガポールにおける人口政策の展開（関連する制度や実施体制の移り変わり）は菅（2022）で扱ったため繰り返さないが、この演説の中でゴー首相はベビーボーナス制度導入の経緯や目的を次のように説明している（Goh 2000）。「1987年に私は『余裕があるならば（子どもは）3人以上持とう』という新しい人口政策を発表した。その時の合計出生率（TFR）は1.62だった。これはシンガポールの人口規模を置き換えるのに必要な2.1をはるかに下回る。...（中略）...新しい人口政策は当初は功を奏し1988年（辰年）のTFRは1.96に上昇したが、10年を経て、TFRは1.48に低下し1987年水準の1.62を下回った。TFR低下の背景には2つの社会変化「第1により多くの男女が未婚に留まる」、「第2に結婚するシンガポール人の子ども数が減っている」があるとゴー首相は続け、「我々の政策は依然として『余裕があるならば3人以上持とう』ではあるが、政府はその障害を減らすよう手助けしたい。多くのシンガポール人が子どもを持つことを、資金は制約しているように見える」、そこで「第1に、子ども育成口座制度、略してベビーボーナスを導入する」。

2001年に導入された際のベビーボーナス制度は、簡潔かつ明瞭なゴーの言葉を借りれば、第2～3子について子ども育成口座（Children Development Account）を開設し、第2子の場合、政府は6歳になるまで毎年500ドルのほかに両親の分担金と同額の1,000ドルを提供する（第3子の場合は金額を倍にする）という制度である。また、分担金と同額を給付する仕組みは、子育ては親の責任であることを踏まえた（ベビーボーナス制度の）重要な特色で

<sup>296</sup> 本研究は『厚生労働行政推進調査事業費補助金（地球環境保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究（研究代表者：林玲子，課題番号：20BA2001）』による助成を受けた。

ある<sup>297</sup>。

なお、シンガポールにおける包括的な家族人口政策「結婚と子どもを産み育てる親のパッケージ (Marriage and Parenthood Package)」による少子化対策としての現金給付制度には、ベビーボーナス制度のほか、種々の住宅政策（例えば、菅・チョ 2021）、新生児向け医療補助 (MediSave for Newborns)、妊産婦（難産）向け医療保険補助 (MediSave Maternity Package、MediShield Life Coverage for Delivery-Related Complications)、生殖補助医療補助 (MediSave for Assisted Conception Procedures (ACPs)、Government co-funding for ACP)、扶養還付・税軽減措置 (Parenthood Tax Rebate、Qualifying Child Relief and Handicapped Child Relief、Working Mother’s Child Relief、Grandparent Caregiver Relief)、外国人家事労働者税の特例・軽減 (Levy Concession for a Domestic Worker、Foreign Domestic Worker Levy Relief)、就学前児童の保育補助 (Subsidies for Preschool、Kindergarten Fee Assistance Scheme)、出産・育児休暇と補助 (Government-Paid Maternity Leave、Government-Paid Maternity Benefit、Government-Paid Paternity Leave、Government-Paid Shared Parental Leave、Government-Paid Childcare Leave、Extended Childcare Leave、Paid Adoption Leave、Government-Paid Adoption Benefit) が含まれる (SG Made for Families 2023)。これらが相互に補完することで少子化対策パッケージを成しているのだが、本稿が扱うのは子ども育成口座法 (Child Development Co-Savings Act, 2001) に基づく現金給付制度であるベビーボーナス制度 (Baby Bonus Scheme) のみである。出生届出により自動的に、4,000 ドル入金された医療保険口座 (MediSave) が開設される仕組み (中央積立基金 Central Provident Fund による MediSave for Newborns) も扱わないことに留意されたい。なお、本稿執筆時点において、1 シンガポールドルは約 100 円 (2023 年 2 月平均) である。

## 2. ベビーボーナス制度

子ども育成口座法に基づく ベビーボーナス制度は、ベビーボーナス現金給付 (Baby Bonus Cash Gift 若しくは Cash grant) と子ども育成口座 (Child Development Account) への補助という 2 種類の現金給付から成る。前者は親が申告する口座に振り込まれ、用途は制限されていない。一方、既に言及したとおり、後者への拠出に対して政府は同額を拠出する補助 (口座当たり補助金総額に上限あり) があるものの、支出は子の発育に資すると 社会・家族開発省 (Ministry of Social and Family Development) が認定した施設 (Approved Institution) のみに限定されている。子ども育成口座は、現行法では子が 12 歳の誕生日を迎えた年の 12 月 31 日に閉じられ、その時点の残額は教育省が管理し、政府補助のある 中等後教育に支出可能な口座 (Post-Secondary Education Account) に移管される。中等後教育口座も 31 歳に閉じられ、残額は最終的に (当該子の) 中央積立基金・通常口座に移管されることになる。中央

---

<sup>297</sup> 原文は次のとおり：“This matching contribution is an important feature of the scheme. It recognizes that the primary responsibility for providing for the child lies with the parents” (Goh 2000).

積立基金・通常口座（への拠出はおおむね労使折半）は公共住宅等の購入に利用することができるため、子ども育成口座は子の生涯にわたる（人的・金融）資産形成を支えるものである（Sherraden 2018）。

この他に、子ども向けに不定期の補助金（政府財政の余剰分配）が支払われる際にも、制度（支給の仕組み）は利用されている。直近では、例えば、新型コロナウイルスのパンデミック禍に生まれた（生まれる予定の）子に対して、親の将来設計を支援するための3,000ドルの給付金（Baby Support Grant）の支給に用いられた。

不定期の給付が行われるだけでなく、ベビーボーナス制度は2000年代前半の導入以来、少子化対策及び出産・育児支援の主要な要素としてシンガポール人の認知度も高く、対象者や補助金額が断続的に修正されてきた。そのため、ベビーボーナス制度の根拠法は子ども育成口座法なのであるが、この法では目的と細則・運用規則（Child Development Co-Savings Regulations）を別途定めることになっている。初めての細則・運用規則が2001年4月26日に施行されて以来、最新の細則（2022年5月29日施行）は31番目の修正規則となっており、非常に弾力的な運用が行われている。以下では、ベビーボーナス制度のうち、ベビーボーナス現金給付と子ども育成口座への補助について、頻繁に改正が行われてきた加入条件と支給額、子ども育成口座からの支出が認められる認定施設の状況について、それぞれ紹介する。

### （1）ベビーボーナス制度に加入することができる条件

ベビーボーナス制度に加入し、子ども育成口座を開設する（口座への拠出に対し同額の政府補助を受ける）ための要件の変遷を表5-1に示した。2001年に制度が新設された際には父親若しくは母親がシンガポール市民（子の国籍がシンガポール人）である、母親が法的に結婚している第2子か第3子のみが対象であった<sup>298</sup>。制度の対象は断続的に拡張されており、2004年生まれ以後の第4子と養子も、子ども育成口座への政府補助の対象になった。2015年以後生まれの子については出生順位についての制限が撤廃されており、2016年9月以後生まれの子については、（母）親の（法的な）婚姻状態に対する制限も撤廃され、現在は全てのシンガポール国籍を有する子どもがカバーされている。ただし、2016年9月1日以降に生まれた子のうち、従前の基準を満たさない場合（親が有配偶以外の血縁の子、養親が未婚の養子・継子）には、現金給付は行われない。

<sup>298</sup> 少子化対策としては、高次出生順位の出生を支援するべきであるが、2001年の制度は第2～3子のみを対象としていた。この背景には、人口政策の急転換（出生促進政策に対する所得等の条件・制限の撤廃）は人口爆発を招く可能性があることが危惧され「余裕があるならば（子どもは）3人以上持とう」という政策が堅持されたとされる（Saw 2016:p.169）。一方、中国系とマレー系の出生率には顕著な差があり、平均的にはマレー系の出生数が多く、マレー系の教育水準は低い。第2～3子のみを対象とする制度は教育（人口資質）といった優生学的基調は抑えられ実質的に経済社会に貢献している働く女性を優遇するというより実利的な方向が強くなった。他方で、この時期の政策については人口の民族バランスを崩さず、長期的に維持することが目的であったという指摘があった（菅 2022）。

## (2) ベビーボーナス制度による金銭的補助支給額

ベビーボーナス制度に加入後、現金給付若しくは子ども育成口座を通じた政府補助について、

表5-1 子ども育成口座を開設することができる子の条件  
(親の子ども育成口座への拠出に対する公的補助金の支給条件)

条件	子の出生年月日 (出生予定日) <sup>(注1)</sup>						
	2001/4/1～ 2004/7/31	2004/8/1～ 2005/12/31	2006/1/1～ 2008/8/16	2008/8/17～ 2014/12/31	2015/1/1～ 2016/3/23	2016/3/24～ 2016/8/30	2016/9/1以 降 <sup>(注2)</sup>
当該子が血縁か養子・継子かの別 (母) 親の婚姻状態							
血縁 <sup>(注3)</sup>	子の妊娠がわかったとき (もしくは妊娠がわかった後生まれるまでの間) に 両親が法的に婚姻している						全婚姻状態
養子・継子	対象外	養子縁組したとき両親が法的に婚姻している、もしくは養親が 死別もしくは離別である					全婚姻状態
当該子の国籍・申請時年齢・出生順位							
国籍	シンガポール 市民	→	→	→	→	→	→
申請時年齢	6歳未満	6歳未満	12歳未満	→	→	→	→
出生順位	2～3子	2～4子	→	1～4子	全子	→	→
参考: (現金給付対象) <sup>(注3)</sup>	(2～3子)	(2～4子)	→	→	(全子)	→	→

資料: Singapore (2001, 2004, 2005a, 2005b, 2008, 2012a, 2012b, 2021), Singapore Ministry of Social and Family Development (2022a) 並びに Saw (2016:pp.175-178, 188-191)を用いて筆者作成。

(注1) 当該子が血縁の子の場合、出産予定日若しくは生まれた日のうち遅い方を指す。

(注2) (母) 親の婚姻状態の条件を満たさない場合、「現金給付」は対象外。(注3) 2016年9月1日より前の条件は、2004年10月1日施行の Children Development Co-Savings 2001 Revised Edition 2003 (Amendment) Regulations 2004 による。改正前は、子が生まれたとき (若しくは妊娠がわかった後から生まれるまで) に両親が法的に婚姻していることが必要だった。(注3) 括弧内には参考として、現金給付 (Cash grant) の対象となる子の出生順位を示す。

加入者1人当たりの上限額の変遷を表5-2に示した。繰り返しとなるが、後者については、2016年3月24日以後生まれの子に適用される現行制度の場合、子ども育成口座が開設されると2週間以内に政府は「初期給付」を行うことになっている。また親が子ども育成口座へ拠出すると、政府から同額の補助金が (現行では2週間以内に) 口座に入金されることになるが、(2006年以後に生まれた現行制度では) 口座が開設されてから子が12歳になる年末までの拠出総額 (補助金総額) が子の加入要件 (出生年月、親の配偶関係、出生順位) 別に定められており、表5-2の「入金に対する補助上限」は親の拠出に比例した補助金総額に対応する。

加入要件は断続的に緩和されてきたが、支給金額も断続的に拡充されており、特に

2008 年以後や 2010 年代半ば以後の拡充が著しい。現在の制度では、2023 年 2 月 14 日以後に生まれた子は、第 1 子で 2 万シンガポールドル、第 2 子で 2 万 3,000 ドル、第 3～4 子で 1 人当たり 2 万 7,000 ドル、第 5 子以上では 3 万 3,000 ドルの金銭的補助を受けることになる。本稿執筆時の為替レートで、第 5 子以上の場合には生まれてから 12 歳までの間にベビーボーナス制度のみから約 330 万円の補助を受けることになる。例えば、子どもが 5 人いる夫婦が政府から受ける補助の総額は、約 1,300 万円となる（この補助を受けるためには約 440 万円を子ども 5 人の子ども育成口座に入金する必要がある。）。



表5-2 ベビーボーナス制度による補助金給付総額（父若しくは母がシンガポール市民で血縁の子の場合）

子の出生 順位	子の出生年月日（出生予定日） <sup>(注1)</sup> 別 給付額 (\$)									
	2001/4/1～2004/7/31		2004/8/1～2008/8/16		2008/8/17～2012/8/25		2012/8/26～2014/12/31		2015/1/1～2016/3/23	
	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付 (注3)	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限
1子	N.A.	N.A.	3,000(注4)	N.A.	4,000	6,000	6,000	6,000	8,000	6,000
2子	3,000	6,000	3,000	6,000	4,000	6,000	6,000	6,000	8,000	6,000
3子	6,000	12,000	6,000	12,000	6,000	12,000	8,000	12,000	10,000	12,000
4子	N.A.	N.A.	6,000	12,000	6,000	12,000	8,000	12,000	10,000	12,000
5子以上	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	18,000	N.A.	18,000	10,000	18,000

子の出生 順位	2016/3/24～2016/8/30		2016/9/1～2020/12/31（注2）		2021/1/1～2023/2/13（注2）		2023/2/14以後（注2）					
	現金給付	子ども育成口座初期給付	現金給付	子ども育成口座初期給付	現金給付	子ども育成口座初期給付	現金給付	子ども育成口座初期給付				
1子	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	3,000	11,000	5,000	4,000
2子	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	6,000	11,000	5,000	7,000
3子	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	13,000	5,000	9,000
4子	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	13,000	5,000	9,000
5子以上	10,000	3,000	15,000	10,000	3,000	15,000	10,000	3,000	15,000	13,000	5,000	15,000

資料：Singapore (2001, 2005a, 2007, 2008, 2021), Singapore Ministry of Social and Family Development (2022a) 並びに Saw (2016:pp.175-178, 188-191) を用いて筆者作成。（注1）出産予定日若しくは生まれた日のうち遅い方を指す。（注2）子ども育成口座を開設できる条件（親の子ども育成口座への入金に対する公的補助支給条件）（表1）のうち、（母）親の婚姻状態の条件を満たさない場合、「現金給付」は対象外。表の「現金給付」と「子ども育成口座」以外に、2020年10月1日から2022年9月30日生まれ（予定）は子ども支援給付金（Baby Support Grant）3,000 (\$)を受けられる（2023年2月現在、対象児の出生期間は2023年2月13日生まれまで延長されている、SG Made for Families 2023）。（注3）Saw(2016:p.188-189)によれば、2004年改正（Singapore 2004）によって現金給付の支給タイミングが短縮されている（改正前：{500/1,000}\$×6回（6年間）、改正後：{750/1,500}\$×4回（18か月））。（注4）Saw(2016:p.188-189)によれば、第1子は子ども育成口座への入金に対する補助（Co-Savings arrangement）の対象外。

### (3) 子ども育成口座からの支出が認められる認可施設（事業所）

子ども育成口座からの支出が可能な領域、領域別の認定施設数（2023年2月現在）を表5-3に示した。支出が認められているものは、いずれも公的機関の認可や登録制度があり、したがって一定の質が確保されている。また、それぞれの領域内においても、支出が認められる品目は細かく定められており、例えば認可保育所に対する支出全てが認められているわけではない。一方、新生児向けの医療保険を提供する代理店は1つしか認可事業所には含まれないが、これ以外の代理店からの医療保険（MediShield）購入を希望する場合には、立替払を行って事後的に精算を要求することも可能であるとされる。

表5-3 子ども育成口座の支出が可能な領域と領域別の認可施設数（注1）

領域（注2）	認定開始日	認定施設数	%
i. 保育所（幼児開発庁ECDA認可）	2001年4月26日	1,649	34.2
ii-a. 幼稚園（私学教育委員会CPE登録）	2001年4月26日	11	0.2
ii-b. 幼稚園（幼児開発庁ECDA登録）	2001年4月26日	382	7.9
ii-c. 特別支援学校（教育省MOE登録）	2001年4月26日	26	0.5
iii. 病院、クリニック、その他の保険施設（保健省MOH認可）	2007年5月1日	1,615	33.5
iv. 薬局（薬事法認可）	2012年12月1日	201	4.2
v. 早期支援教育プログラム（社会・家族開発省MSF認可）（注3）	2007年5月1日	138	2.9
vi. 眼鏡店（会計監査評議会ACRAが所管する法により登録）	2012年12月1日	783	16.2
vii. 障害者支援機器（社会サービス評議会NCSS, 保健省MOH, または会計監査評議会ACRAに登録）	2012年12月1日	20	0.4
viii. 医療保険（医療保護保険制度MSS）	2005年12月5日	1	0.0
総数		4,826	100.0

資料：Singapore (2001, 2005a, 2005b, 2012a, 2021)並びに Singapore Ministry of Social and Family Development (2019, 2022b)、社会・家族開発庁ベビーボーナス特設サイトの認可施設（Approved Institutions）ページ（2023年2月16日アクセス：<https://www.babybonus-services.msf.gov.sg/ai-home/xhtml/layout/ListOfAI.faces>）を用いて筆者作成。

（注1）認可施設数は2023年2月16日現在。（注2）以下の公的機関については訳語及び略語を用いた。幼児開発庁 ECDA（the Early Childhood Development Agency）、私学教育委員会 CPE（the Committee for Private Education）、教育省 MOE（the Ministry of Education）、保健省 MOH（the Ministry of Health）、社会・家族開発省 MSF（Ministry of Social and Family Development）、会計監査評議会 ACRA（the Accounting and Corporate Regulatory Authority）、社会サービス評議会 NCSS（the National Council of Social Service）。また、医療保護保険制度 MSS とは the MediShield Scheme を指す。（注3）早期支援教育プログラム（Early intervention programmes）とは、発達障害、知的障害、知覚・身体障害、及びこれらの複合的なリスクがあると小児科医に診断された乳幼児（6歳以下）に対するプログラムである。

表5-3の認定施設数は、このような性格のものであるため、施設数の割合は子ども育成口座からの支出がどのように使われているかを示すものでは必ずしもない。しかしながら、認定施設数の構成をみると、最も古くから認定を受けることができた保育所や幼稚園等の施設が全体の3分の1程度、病院が3分の1、その他が3分の1程度という構成になっている。2012年以後は薬局（市販薬等）や眼鏡店が認定施設に加えられ、半額の政府補助が入る子ども育成口座は幅広く利用が可能なものになっている。

### 3. 他国における子ども育成口座と類似の制度

Huang, Sherraden and Zou (2020)の整理による各国の子ども育成口座（Child Development Account）の整備状況を表5-4に掲げた。ここでいう子ども育成口座とは、社会包摂、社会公正と社会開発（単に社会・経済・政治の現状を維持するのではなく個人・家族・コミュニティの潜在的な能力・機会を改善すること）に資する全国民が対象で、所得累進的であり生涯にわたる資産形成を成す革新的な社会政策（明確な社会開発戦略と制度設計）であり、金融投資と社会開発を結び付けるものである（Huang, Sherraden and Zou 2020）。表5-4に掲載されているのは7か国のみであるが、この他にも英国（The Child Trust Fund）とカナダ（The Canada Education Savings Program）に類似の制度がある（Loke and Sherraden 2008）。「全員を対象にする」「所得累進性」「生

表5-4 各国の子ども育成口座の特徴と金融効果

国	口座開設	資産蓄積	金融投資
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動開設（Edusave）</li> <li>・加入手続きが必要（Child Development Account）</li> <li>・自動開設（Post-Secondary Education Account）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期資金を政府提供</li> <li>・政府による追加的な資金繰入</li> <li>・家族の拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低保証利率</li> </ul>
イスラエル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動開設（Medisave）</li> <li>・自動開設（Saving for Every Child Program）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府による毎月の入金</li> <li>・家族の拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行口座の利率</li> <li>・低リスク投資</li> <li>・中リスク投資</li> <li>・高リスク投資</li> <li>・大学貯蓄プランによる多様な投資先の選択肢（529プラン）あり</li> </ul>
米国（メイン州、ロードアイランド州、ネバダ州、ペンシルバニア州、ネブラスカ州、カリフォルニア州、イリノイ州） <sup>(注1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州保有の大学貯蓄口座を自動開設（Kids Investment and Development Account）</li> <li>・個人保有の大学貯蓄口座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期資金をCDAプログラムが提供</li> <li>・家族拠出と同額の政府拠出</li> <li>・家族の拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行口座の利率</li> </ul>
台湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入手続きが必要（the Children Future Education and the Development Accounts）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族拠出と同額の政府拠出</li> <li>・家族の拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行口座の利率</li> </ul>
ウガンダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入手続きが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族拠出と同額の政府拠出</li> <li>・個人の拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行口座の利率</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入手続きが必要（Korean Child Development Accounts）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族拠出と同額の政府拠出</li> <li>・個人の拠出</li> <li>・社会的協賛からの財源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行口座の利率</li> </ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入手続きが必要（Chunyu, Qianshou）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族拠出と同額の政府拠出</li> <li>・家族の拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行口座の利率</li> </ul>

出典：Huang, Sherraden and Zou (2020)の表 C.1.

(注1) Huang et. al (2021).

表5-5 子ども育成口座政策の制度設計要素別にみた各国の制度

制度設計要素	シンガポール	イスラエル	米国	台湾	ウガンダ	韓国	中国
1 全員を対象にする	○	○	○	×	×	×	×
2 自動加入	○	○	○	×	×	×	×
3 出生時から開始	○	○	○	○	×	×	×
4 自動的な初期入金	○	×	○	×	×	×	×
5 自動的な累進的補助	×	×	○	○	○	○	○
6 中央集権的な貯蓄プラン	○	○	○	×	×	×	×
7 潜在的な投資成長の可能性あり	○	○	○	○	○	○	×
8 目標を設定した投資先の選択肢	×	○	○	×	×	×	×
9 使途制限	○	○	○	○	○	○	×
10 他の所得制限付き公的給付から排除されない	○	○	○	○	○	○	○

出典：Huang, Sherraden and Zou (2020)の表 C.2.

涯にわたる」といった安全で安定した効率的な子ども育成口座制度を実現するための強固な制度設計モデルとして、Huang, Sherraden and Zou (2020)は10の要件に整理している。これらの要件別にみた各国の制度を表5-5に示した。

なお、シンガポールの子ども育成口座と比べると、他国の制度は規模が小さく、貧困世帯の支援を狙う場合が多い。貧困世帯の支援を政策の主要な目的に据えることは、制度導入の障壁（主権者の反対）を軽減するのかもしれない。

## 4. 結語

本稿では子ども育成口座法に基づく現金給付制度であるベビーボーナス制度について、2001年設立以来の変遷をみてきた。本稿ではベビーボーナス制度のみを扱い、ベビーボーナス制度と相互に深く関連するエデュセイブ、中等後教育口座、新生児向け医療保険口座については取り扱わなかったが、このうち1993年に開始したエデュセイブ（教育寄付制度 the Education Endowment Scheme Act of 1993）は全ての子どもを対象とする資産形成政策のうち世界最古のものである（Sherraden 2018）とされ、シンガポールの子ども育成口座制度はワシントン大学セントルイス校社会開発研究センターのシェラーデン教授を中心とする研究グループが推奨する子ども育成口座政策についての政策提案を形成する中心的な事例のひとつであり、米国をはじめ様々な国・地域に輸出されつつある。資産形成政策は短期の消費を支援するものではなく、社会投資の蓄積を促進するものであり、（現状を）維持・管理するという側面よりも開発・発展させるという側面が強調され所得に基づく政策とは異なった論理と目的に依って立つ（Sherraden 2018）。依然として、子ども育成口座のような資産政策を有する国は限られているものの、3節の表5-4～5-5に示されたように多様な地域、人口規模、社会文化、歴史、社会経済状況、政治制度や社会福祉政策理念の国々において実施され、検証が進められている。これらの国々における経験の精査は、我が国に対する重要な政策的な含意をもたらすであろう。

言うまでもなく、子ども育成口座について最も長く包括的な経験があるのはシンガポールの制度である。シンガポールでは出生促進政策の実施に当たり「結婚と子どもを産み育てる親の実態調査 (Marriage and Parenthood Survey 2004, 2007, 2012, 2016, 2021)」といった若いカップルの希望や実態を把握するための調査が定期的に行われているが、非常に簡素なプレスリリース以外には調査の結果は公表されておらず、例えば、子ども育成口座を保有する親が実際にどのような施設に対し支出を行っているのかといった基本的なことも十分には明らかにされていない。シンガポールにおける経験を他国で活用していくためにはシンガポールにおいて実施された制度の精確な実態把握が必要であり、独自調査の実施も視野に入れ、さらに検討を深めることが望ましい。

## 参考文献一覽

Goh, Chok Tong (2000) “National Day Rally Address by Prime Minister Goh Chok Tong, Speech in English on 20 August 2000,” Ministry of Information, Communications and the Arts. (Access on 2023/2/25 at National Archives of Singapore (Document Number: 2000082001): <https://www.nas.gov.sg/archivesonline/speeches/record-details/768fdeb2-115d-11e3-83d5-0050568939ad>)

Huang, Jin, Michael Sherraden and Li Zou (2020) “Conclusion: Policy models for child development accounts: vision, potential, strategies,” in Jin Huang, Li Zou, and Michael Sherraden(eds.) *Inclusive Development Accounts: Toward Universality and Progressivity*, pp.96-107, London: Routledge.

Huang, Jin, Michael Sherraden, Margaret M. Clancy, Sondra G. Beverly, Traina R. Shanks, and Youngmi Kim (2021) “Asset Building and Child Development: A Policy Model for Inclusive Child Development Accounts,” *The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences*, 7(3), pp.176-195.

Loke, Vernon and Michael Sherraden (2009) “Building Assets from Birth: A Global Comparison of Child Development Account Policies,” *International Journal of Social Work*, 18(2), pp.119-129.

Saw, Swee-Hock (2016) *Population Policies and Programs in Singapore*, Second Edition, ISEA-Yusof Ishak Institute, Singapore: ISEAS Publishing.

Singapore (2001) Children Development Co-Savings Regulations 2001, G. N. No. S 233/2001.

Singapore (2004) Children Development Co-Savings (Amendment) Regulations 2004, G. N. No. S 603/2004.

Singapore (2005a) Children Development Co-Savings (Amendment) Regulations 2005, G. N. No. S 424/2005.

Singapore (2005b) Children Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2005, G. N. No. S 769/2005.

Singapore (2007) Children Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2007, G. N. No. S 644/2007.

Singapore (2008) Children Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2008, G. N. No. S 550/2008.

Singapore (2012a) Child Development Co-Savings (Amendment) Regulations 2012, G.N. No. S 251/2012.

Singapore (2012b) Child Development Co-Savings (Amendment No. 3) Regulations 2012, G.N. No. S 594/2012.

Singapore (2021) Child Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2021, G.N. No. S 829/2021.

Singapore Ministry of Social and Family Development (2019) “List of Approved CDA Uses”.

Accessed on 2023/02/24 at

<https://www.babybonus.msf.gov.sg/AI/documents/List%20of%20Approved%20CDA%20Uses.pdf>

Singapore Ministry of Social and Family Development (2022a) “Terms and Conditions for Baby Bonus Scheme”. Accessed on 2023/03/01 at

<https://www.babybonus.msf.gov.sg/Documents/Terms%20and%20Conditions%20for%20Baby%20Bonus%20Scheme%20%28Updated%2028%20Mar%202022%29.pdf>

Singapore Ministry of Social and Family Development (2022b) “Approved Person / Approved Institution Terms and Conditions”. Accessed on 2023/02/24 at

[https://www.babybonus.msf.gov.sg/ai/Documents/APAI%20TnCs\\_updated%20as%20of%2017%20Feb%202022.pdf](https://www.babybonus.msf.gov.sg/ai/Documents/APAI%20TnCs_updated%20as%20of%2017%20Feb%202022.pdf)

SG Made for Families (2023) Building a Singapore Made For Families: An overview of support for Marriage & Parenthood. Accessed on 2023/3/2 at

[https://www.madeforfamilies.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/mff-m-p-booket-24-feb6f77b1383e8248c0ac26bec3366537e3.pdf?sfvrsn=eff5f91b\\_0](https://www.madeforfamilies.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/mff-m-p-booket-24-feb6f77b1383e8248c0ac26bec3366537e3.pdf?sfvrsn=eff5f91b_0)

Sherraden, Michael (2018) “Challenges in Asset Building in Singapore,” Chapter 1 in S Vasoo and Bilveer Singh (eds.), *Critical Issues in Asset Building in Singapore’s Development*, pp.1-19, World Scientific: NJ, U.S.A.

菅桂太・チョンソホン (2021) 「人口政策としての住宅政策：シンガポール・韓国の例」, 『厚生労働行政推進調査事業費補助金（地球環境保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究 令和2年度総括研究報告書（研究代表者：林玲子, 課題番号：20BA2001）』, pp.89-120. (2021年6月23日アクセス：[https://ipss.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=227](https://ipss.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=227))

菅桂太 (2022) 「シンガポールにおける人口政策の展開」, 『厚生労働行政推進調査事業費補助金（地球環境保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究 令和3年度 総括研究報告書（研究代表者：林玲子, 課題番号：20BA2001）』, pp.77-88. (2022年7月5日アクセス：[https://ipss.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=367](https://ipss.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=367))

令和4年度 内閣府委託事業  
「我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査」  
報告書

令和5年3月

©内閣府 子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）付  
調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社  
（略称：WIP ジャパン株式会社）